

第1399号

甲府市公報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目次

[条例]

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	5
甲府市行政不服審査会条例	12
甲府市職員の退職管理に関する条例	14
甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例	16
甲府市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	20
甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	22
公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例	23
甲府市市税条例の一部を改正する条例	24
甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例	26
甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

目次

例	49
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	52
甲府市建築審査会条例の一部を改正する条例	55
甲府市風致地区条例の一部を改正する条例	56
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例	57
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	59
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	60
甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例	61
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	67
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例	68
甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例	69
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	71
甲府市手数料条例の一部を改正する条例	72
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	

.....	88	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	172
甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例	89	甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則	179
甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	90	甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	180
甲府市市税条例等の一部を改正する条例	92	甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	188
[規 則]			
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	94	甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	189
甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則	95	児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則	190
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則	98	甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	197
平成28年改正条例附則第2項及び第3項の規定による給料に関する規則	99	甲府市子ども手当事務取扱規則を廃止する規則	213
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	101	甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	214
甲府市情報公開条例施行規則及び甲府市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	138	甲府市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則	219
甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則	140	甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	224
甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	142	甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則	225
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	143	甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則	226
甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	144	[規 程]	
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	149	甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	238
甲府市職員職務分類基準規則	150	[告 示]	
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	152	公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会の施設における設備の程度を定める告示	259
平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	171	農用地利用集積計画を定めた旨の公告	260
		地域農業マスターplanの公表	261
		国民健康保険料納入通知書公示送達	263
		自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示（2件）	264
		開発行為に関する工事の完了公告（3件）	266

固定資産税（土地家屋）督促状公示送達	269
固定資産税（償却資産）督促状公示送達	270
差押調書（謄本）公示送達	271
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告	272
道路の供用開始告示	273
交付要求通知書公示送達（2件）	274
平成28年度固定資産課税台帳の縦覧告示	276
平成27年度補正予算の公表	277
充当通知書公示送達	278
交付要求通知書公示送達	279
開発行為に関する工事の完了公告（4件）	280
道路の供用開始告示	284
平成28年度予算の公表	285
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	286
国民健康保険料督促状公示送達	288
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	289
介護保険料督促状公示送達	290
国民健康保険被保険者証無効告示	291
担保権設定等財産の差押通知書公示送達	292
介護保険被保険者証無効告示	293
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	294
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の廃止公示	296
充当通知書公示送達	297
公印廃止告示	298

開発行為に関する工事の完了公告	300
消費生活センター設置公示	301
道路の供用開始告示	302
道路区域の変更告示	303
道路の供用開始告示	304
道路区域の決定告示	305
道路の供用開始告示	306
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	307
平成27年度補正予算の公表	308

[教育委員会]

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	309
甲府市教育委員会事務局分掌規則の一部を改正する規則	310
甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	311
甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	319
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	327
甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	328

[選挙管理委員会]

甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する規程を廃止する規程	329
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	330
選挙管理委員会委員長の決定告示	331

[公平委員会]

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	332
職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則	334
甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	335
〔 農業委員会 〕	
甲府市農地台帳点検等実施規程	336
甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	339
〔 上下水道局 〕	
甲府市上下水道局文書取扱規程等の一部を改正する規程	340
甲府市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程	341
甲府市上下水道企業職員給与規程及び甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部を改正する規程	342
甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程等の一部を改正する規程	344
指定給水装置工事事業者の指定告示	349
下水道工事指定店の指定告示（2件）	350
〔 任免辞令 〕	
市長事務部局	352
教育委員会	354
農業委員会	354
上下水道局	354

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第7号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第48条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(甲府市市税条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「不服申立」を「審査請求」に改める。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(甲府市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 甲府市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年11月条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を

加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額)

第9条の2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付に係る用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(手数料の減免)

第9条の3 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した

書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第10条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第5条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表16の2の項の次に次の1項を加える。

16の3	審理員		日額 20,000円
------	-----	--	------------

(甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第7条 甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

(甲府市行政手続条例の一部改正)

第8条 甲府市行政手続条例（平成9年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(甲府市手数料条例の一部改正)

第9条 甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第20号の次に次のように加える。

(20)の2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく書面、書類又は資料の写しの交付	1枚につき 10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円） 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。
--	--

(甲府市情報公開条例の一部改正)

第10条 甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第14条第1項中「第18条」を「第18条第2項」に改め、同条第3項中「第17条及び」を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項

として次の1項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、甲府市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第20条第1項中「第17条」を「第18条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条及び第23条中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改める。

（甲府市個人情報保護条例の一部改正）

第11条 甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第1項中「第41条」を「第41条第2項」に改め、同条第3項中「第40条及び」を削る。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第40条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第41条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、甲府市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第44条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、

審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第45条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第46条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

甲府市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第8号

甲府市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、甲府市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表16の項の後に次の1項を加える。

16の2	行政不服審査会	会長	日額	8,900円
		委員	日額	8,200円

甲府市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第9号

甲府市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるものほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後2年間、職務上の行為をするよう^に、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（甲府市立の学校に勤務する県費負担教職員にあっては、甲府市教育委員会。次条第1項において同じ。）に規則で定める事項を届け出なければならない。

（任命権者による報告及び公表）

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

（過料）

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第10号

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学

(これに準ずる教育施設を含む。) であつて外国に所在するものにおける修学
(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるもの
(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）第14条に規定する休暇を取得することにより就業しなくなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の期限として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての甲府市職員退職手当支給条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあ

るのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

甲府市消費生活センターの組織及び運営に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第11号

甲府市消費生活センターの組織及び運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、甲府市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称、位置等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び位置

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターに、消費生活センター長その他必要な職員を置く。

2 市長は、前項の職員のうちから法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員を指定する。

(情報の安全管理)

第4条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第13号

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例

公聴会参加者等の実費弁償条例（昭和23年8月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第9号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第14号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第33条 中心市街地の区域（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により認定された本市の基本計画において定められた同条第2項第1号の中心市街地の区域をいう。）のうち高度利用地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に規定する高度利用地区をいう。）において、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに建築された都市再開発法（昭和44年法律第38号）第138条第1項の耐火建築物で同法施行令（昭和44年政令第232号）第53条に定めるものに該当する家屋（法附則第15条の6から第15条の8までのいずれかの規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、第44条の規定にかかわらず、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分に限り、100分の0.93とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、関係書類を添えて、次に掲げる事項を申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

3 第1項の規定の適用を受けている者は、前項で申告した事項に異動があった場

合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第15号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条 例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成17年12月条例
第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市過疎対策のた
めの固定資産税の免除に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第16号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

「 第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）
目次中 第4章 認知症対応型通所介護 を
」

「 第4節 運営に関する基準（第51条～第60条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第60条の2）

第2節 人員に関する基準（第60条の3・第60条の4）

第3節 設備に関する基準（第60条の5）

第4節 運営に関する基準（第60条の6～第60条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第60条の21・第60条の22）

第2款 人員に関する基準（第60条の23・第60条の24）

第3款 設備に関する基準（第60条の25・第60条の26）

第4款 運営に関する基準（第60条の27～第60条の38）

第4章 認知症対応型通所介護

」

改める。

第15条中「及び第68条」を「、第60条の6、第60条の28及び第60条の29」に改める。

第17条及び第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第31条第2項及び第55条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第60条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所

介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することが

できるものとする。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならぬ。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 60 条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に

支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第60条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第60条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地

域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るもののに伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第60条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続するこ

とができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第60条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成し

た際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第60条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につ

いては、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第60条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第60条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び次項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議の運営に関する規程を整備し、運営推進会議を円滑に運営しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならぬ。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生事の対応)

第60条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第60条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の

提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第60条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第60条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第60条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必

要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第60条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第60条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第60条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第60条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第60条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第60条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に

行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第60条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（居宅サービス条例第73条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第60条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第60条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第60条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に

この款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要な事項

(緊急時対応医療機関)

第60条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することと

し、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所

介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第4項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

第61条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第74条第4号中「第76条において同じ。」を削る。

第75条から第79条までを次のように改める。

第75条から第79条まで 削除

第79条の2を削る。

第80条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第60条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第81条中「及び第54条」を「、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18まで」に、「読み替えるものとする。」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。」に改める。

第88条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第106条を次のように改める。

第106条 削除

第108条第2項第8号中「第106条第2項」を「次条において準用する第60条の17第3項」に改める。

第109条中「、第73条、第75条及び第78条」を「、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする。」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第128条第2項第7号中「第106条第3項」を「第60条の17第3項」に改める。

第129条中「、第73条、第78条」を「、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで」に、「、第105条及び第106条第1項から第5項まで」を「及び第105条」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第4節」との次に「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第149条第2項第8号中「第106条第3項」を「第60条の17第3項」に改める。

第150条中「、第73条、第77条、第78条、第100条及び第106条第1項から第5項まで」を「、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで及び第100条」に、「第73条第2項」を

「第60条の11第2項」に、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第151条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第152条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第177条第2項第7号中「第106条第3項」を「第60条の17第3項」に改める。

第178条中「、第73条、第77条、第106条第1項から第5項まで」を「、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第5項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第190条中「、第73条、第77条、第106条第1項から第5項まで」を「、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第5項まで」に、「第73条第2項」を「第60条の11第2項」に、「、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第202条第2項第10号中「第106条第3項」を「第60条の17第3項」

に改める。

第203条中「、第73条、第75条、第78条」を「、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17」に、「及び第101条から第107条」を「、第101条から第105条まで及び第107条」に、「「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第87条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第17号

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第40条中第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、運営推進会議の運営に関する規

程を整備し、運営推進会議を円滑に運営しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表するとともに、速やかに市へ提出しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第63条を次のように改める。

第63条 削除

第65条第2項第8号中「第63条第3項」を「次条において準用する第40条第3項」に改める。

第66条中「及び第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第86条第2項第7号中「第63条第3項」を「第40条第3項」に改める。

第87条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「第60条、第62条及び第63条」を「第60条及び第62条」に改め、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「」を加え、「と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状

況」とあるのは「活動状況」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第49条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第18号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第12条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条及び第30条の3において同じ。）」を加える。

第13条を次のように改める。

（学校の教室等の出入口）

第13条 学校の用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）は、教室等で床面積が30平方メートルを超えるものを設ける場合においては、当該教室等に避難上有効な2以上又は幅1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。

第15条第4項及び第6項並びに第16条第1項第2号ア及びイ中「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（特定避難時間が1時間未満であるものを除く。）」を加える。

第20条を次のように改める。

（マーケットの構造に関する制限）

第20条 マーケットの用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）には、2階を設けてはならない。

第23条中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号口」に改める。

第25条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 幅員2メートル以上の敷地内通路に面したもの
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、安全上支障がないもの

第27条第1項中「第115条の2の2第1項第1号」を「第129条の2の3第1項第1号口」に改める。

第28条の2第3項を削る。

第28条の4第1項、第28条の5第1項及び第2項並びに第28条の6中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める。

第28条の7並びに第28条の8第1項及び第2項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める。

第28条の10第2項ただし書を削る。

第30条の3中「、又は」を「若しくは」に改め、「造られたもの」の次に「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加える。

別表の第1号中「第7条の6第1項第1号（）」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号（これらの規定を）」に、「第18条第22項第1号（）」を「第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を）」に、「仮使用の承認」を「認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「認定申請手数料」に改める。

別表の第9号の2、第10号及び第16号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表中第18号の5を第18号の6とし、第18号の2から第18号の4までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次のように加える。

(18)の2 法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る	16万円
---	------

る建築物の高さに関する制 限の適用除外に係る許可の 申請に対する審査	許可申請手数料
--	---------

別表の第19号、第24号及び第34号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表に次のように加える。

(37) 令第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査	移転の認定申請手数料	2万7,000円
--	------------	----------

第2条 甲府市建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第30条の3」を「第30条の3第1項」に改める。

第30条の3中「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。次条において同じ。）」を削り、「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改め、「確かめられたもの」の次に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第30条の4中「建築物で」を「建築物のうち」に、「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「確かめられたもの」の次に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

甲府市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市条例第 19 号

甲府市建築審査会条例の一部を改正する条例

甲府市建築審査会条例（昭和 54 年 12 月条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 3 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第20号

甲府市風致地区条例の一部を改正する条例

甲府市風致地区条例（平成16年3月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第21号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、規則で定める特別の事情があると認める入居者に対しては、連帯保証人を要しないこととすることができる。

別表の市営住宅の表中

〔				
38	むつみ荘	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03m ²	24戸
39	後屋第二	後屋町525番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18m ²	19戸
39	むつみ荘第二	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03m ²	24戸
40	むつみ荘第三	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03m ²	24戸
40	むつみ荘第四	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 38.03m ²	24戸
41	むつみ荘第五	北新一丁目6番	中層耐火構造4階建 1戸 39.96m ²	24戸

を

」

3 9	後屋第二	後屋町 5 2 5 番地	簡易耐火構造平家建 1 戸 3 2 . 1 8 m ²	1 9 戸
3 9	むつみ荘第二	北新一丁目 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 3 8 . 0 3 m ²	2 4 戸
4 0	むつみ荘第四	北新一丁目 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 3 8 . 0 3 m ²	2 4 戸

に

」

改める。

附 則

この条例中第 15 条第 2 項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第22号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）の
一部を次のように改正する。

第16条の5の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第16条の6 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第23号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第24号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第9条第3項中「名称は、規則で定める」を「内容は、級別基準職務表（別表第5）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第11条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第11条第6項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第7項中「同項」を「同項前段」に、「特に良好である」を「特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第48条の4第1項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第9条関係）

級別基準職務表

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 主事の職務 2 技師の職務
2級	主任の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
4級	係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	1 課長及び担当課長の職務 2 参事の職務 3 主幹の職務
7級	室長の職務
8級	部長の職務

医療職給料表（1）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	医長の職務
3級	1 診療部長の職務 2 科部長の職務 3 科長の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする業務を行う医長の職務
4級	1 院長の職務 2 副院長の職務

医療職給料表（2）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	高度の技術を必要とする業務を行う技師の職務
3級	主任の職務

4級	1 主査の職務 2 係長の職務
5級	1 薬剤部長補佐の職務 2 技師長補佐の職務 3 課長補佐の職務
6級	1 薬剤部長の職務 2 技師長の職務 3 課長の職務

医療職給料表（3）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	高度の技術を必要とする業務を行う技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 副看護師長の職務 2 主査の職務 3 係長の職務
5級	1 看護師長の職務 2 課長補佐の職務
6級	1 副看護部長の職務 2 課長の職務
7級	1 看護部長の職務 2 室長の職務

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（甲府市職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条第1項中「第2条第1号又は第3号」を「第5条第1号又は第3号」に改め、同条第3項中「第2条第2号」を「第5条第2号」に改め、同条を第7条とする。

第3条の見出しを「(降任、免職、休職及び降給の手続)」に改め、同条第1項を次のように改める。

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、医師2名を指定し、あらかじめ診断を行わせなければならない。

- (1) 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合
- (2) 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合
- (3) 第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

第3条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第6条とし、第2条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第4条において同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるとときは、当該職員を降格するものとする。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるとときは、当該職員を降号するものとする。

(甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 職員の任用の状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒の状況
- (7) 職員の服務の状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、次の各号に掲げる専門的な知識経験又は識見の度及び従事する業務の困難の度に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中甲府市職員給与条例第11条第5項から第7項まで及び第48条の4第1項の改正規定並びに第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例別表第5の規定の適用については、当分の間、同表行政職給料表級別基準職務表4級の項中「係長の職務」とあるのは「係長の職務又は副主査の職務」と、同表5級の項中「課長補佐の職務」とあるのは「課長補佐の職務又は主任主査の職務」と、同表6級の項中「主幹の職務」とあるのは「主幹の職務又は副主幹の職務」と、別表第5医療職給料表(2)級別基準職務表4級の項中「係長の職務」とあるのは「係長の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う主任の職務」と、同表5級の項中「課長補佐の職務」とあるのは「課長補佐の職務、特に高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う主任の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う係長若しくは主査の職務」と、別表第5医療職給料表(3)級別基準職務表4級の項中「係長の職務」とあるのは「係長の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う主任の職務」と、同表5級の項中「課長補佐の職務」とあるのは「課長補佐の職務、特に高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う技師若しくは主任の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う副看護師長、係長若しくは主査の職務」とする。
- 3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第25号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第 26 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に改め、同項第 2 号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第 3 号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第 4 項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第 5 項中「52万円」を「54万円」に改める。

第 14 条の 5 中「52万円」を「54万円」に改める。

第 14 条の 5 の 10 中「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第27号

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第9条第2項中「標準的な職務の内容は、教育委員会が定める」を「職務の内容は、級別基準職務表（別表第4）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって教育委員会が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第12条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第12条第2項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第3項中「同項」を「同項前段」に、「特に良好である」を「特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第27条第1項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第9条関係）

級別基準職務表

高等学校教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 助教諭又は養護助教諭の職務 2 講師又は実習助手の職務
2級	教諭又は養護教諭の職務
特2級	主幹教諭の職務
3級	副校長及び教頭の職務
4級	校長の職務

商科専門学校教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助手の職務
2級	講師の職務
3級	教官の職務
4級	1 副校長の職務 2 主任教官の職務
5級	校長の職務

（甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中甲府市学校職員給与条例第12条第1項から第3項まで及び第27条第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第28号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第29号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第35号中「長期優良住宅建築等計画」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画」に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合は、同条例第28条の2第3項の規定により納めることとなる手数料に相当する額に100分の108を乗じて得た額から240円を減じた額を加えた額）（次号において）を「次号から第44号までにおいて」に改め、同号イ中「ア以外」を「ア及びイ以外」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 一戸建ての住宅 16,000円
- (イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 55,000円
- (ウ) 総戸数が5戸を超えて10戸以内の共同住宅等 87,000円
- (エ) 総戸数が10戸を超えて25戸以内の共同住宅等 163,000円
- (オ) 総戸数が25戸を超えて50戸以内の共同住宅等 278,000円
- (カ) 総戸数が50戸を超えて100戸以内の共同住宅等 426,000円
- (キ) 総戸数が100戸を超えて200戸以内の共同住宅等 775,000円
- (ク) 総戸数が200戸を超えて300戸以内の共同住宅等

1, 057, 000円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 1, 280, 000円

別表第40号を同表第42号とし、同表第39号中「甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項（昇降機に係る部分を除く。）及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額（建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をする部分が含まれる場合は、同条例第28条の2第3項の規定により納めることとなる手数料に相当する額に100分の108を乗じて得た額から240円を減じた額を加えた額）（次号において「確認申請に係る手数料相当額」という。）」を「確認申請に係る手数料相当額」に改め、同号を同表第41号とし、同表第38号を同表第40号とし、同表第37号を同表第39号とし、同表第36号中「長期優良住宅建築等計画」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画」に、「第6条第2項」を「第8条第2項において準用する同法第6条第2項」に、「前号ア」を「第35号ア」に改め、同号イ中「ア以外」を「ア及びイ以外」に、「前号イ」を「第35号ウ」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 第35号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額

別表第36号を同表第37号とし、同号の次に次のように加える。

(38) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（同法第9条第1項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲
---	---

	<p>げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 第36号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ ア以外の場合 第36号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p>
--	---

別表第35号の次に次のように加える。

(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を当該住宅に係る計画の認定について同時に申請された戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。)</p> <p style="text-align: center;">11, 900円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)</p> <p style="text-align: center;">19, 000円</p>
--	--

- (ウ) 総戸数が 5 戸を超える 10 戸以内の共同住宅等 32,000 円
- (エ) 総戸数が 10 戸を超える 25 戸以内の共同住宅等 44,000 円
- (オ) 総戸数が 25 戸を超える 50 戸以内の共同住宅等 80,000 円
- (カ) 総戸数が 50 戸を超える 100 戸以内の共同住宅等 135,000 円
- (キ) 総戸数が 100 戸を超える 200 戸以内の共同住宅等 219,000 円
- (ク) 総戸数が 200 戸を超える 300 戸以内の共同住宅等 269,000 円
- (ケ) 総戸数が 300 戸を超える共同住宅等 287,000 円
- イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 一戸建ての住宅 67,000 円
- (イ) 総戸数が 5 戸以内の共同住宅等 154,000 円
- (ウ) 総戸数が 5 戸を超える 10 戸以内の共同住宅等 245,000 円
- (エ) 総戸数が 10 戸を超える 25 戸以内の共同住宅等 481,000 円
- (オ) 総戸数が 25 戸を超える 50 戸以内の共同住宅等 859,000 円
- (カ) 総戸数が 50 戸を超える 100 戸以内の共同住宅等 1,474,000 円
- (キ) 総戸数が 100 戸を超える 200 戸以内の共同住宅等 2,726,000 円
- (ク) 総戸数が 200 戸を超える 300 戸以

	内の共同住宅等 3, 897, 000円 (ヶ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 4, 777, 000円
--	--

別表に次のように加える。

<p>(43) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）</p> <p>ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。) 4, 000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 8, 000円</p> <p>b 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 19, 000円</p> <p>c 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの</p>
---	---

42, 000円

d 5, 000平方メートル以上のもの

76, 000円

(ウ) 住宅の用途に供しない建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル未満のもの

8, 000円

b 300平方メートル以上 2, 000

平方メートル未満のもの

25, 000円

c 2, 000平方メートル以上

5, 000平方メートル未満のもの

76, 000円

d 5, 000平方メートル以上

10, 000平方メートル未満のもの

121, 000円

e 10, 000平方メートル以上

25, 000平方メートル未満のもの

152, 000円

f 25, 000平方メートル以上のもの

191, 000円

(エ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。以下この号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

a 住宅の用途に供する部分 (イ) に

掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ

定める金額と同一の金額

b aに掲げる部分以外の部分 (ウ)

に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ
定める金額と同一の金額

イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積
の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 200平方メートル未満のもの
32,000円

b 200平方メートル以上ものの
36,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 次に掲
げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

a 300平方メートル未満のもの
65,000円

b 300平方メートル以上 2,000
平方メートル未満のもの
109,000円

c 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
186,000円

d 5,000平方メートル以上のもの
267,000円

(ウ) 住宅の用途に供しない建築物 次に
掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める
金額

a 適合させようとする基準が建築物エ
ネルギー消費性能基準等を定める省令
(平成28年経済産業省令・国土交通

省令第1号) 第8条第1号ロ(1)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 300平方メートル未満のもの
216, 000円
- (b) 300平方メートル以上
2, 000平方メートル未満のもの
350, 000円
- (c) 2, 000平方メートル以上
5, 000平方メートル未満のもの
500, 000円
- (d) 5, 000平方メートル以上
10, 000平方メートル未満のもの
616, 000円
- (e) 10, 000平方メートル以上
25, 000平方メートル未満のもの
728, 000円
- (f) 25, 000平方メートル以上
のもの 831, 000円

b 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号ロ(2)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 300平方メートル未満のもの
82, 000円
- (b) 300平方メートル以上
2, 000平方メートル未満のもの
138, 000円

	<p>(c) 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 224,000 円</p> <p>(d) 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 293,000 円</p> <p>(e) 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 353,000 円</p> <p>(f) 25,000 平方メートル以上 のもの 414,000 円</p> <p>(エ) 複合建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>a 住宅の用途に供する部分 (イ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める金額と同一の金額</p> <p>b a に掲げる部分以外の部分 (ウ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める金額と同一の金額</p>
(44) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>1 件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）</p> <p>ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に</p>

適合していることを示す書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。） 第43号ア（ア）に定める金額の2分の1に相当する金額
- (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 第43号ア（イ）に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額
- (ウ) 住宅の用途に供しない建築物 第43号ア（ウ）に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額
- (エ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額
- a 住宅の用途に供する部分 第43号ア（エ）aに定める金額の2分の1に相当する金額
- b aに掲げる部分以外の部分 第43号ア（エ）bに定める金額の2分の1に相当する金額
- イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 一戸建ての住宅 第43号イ（ア）に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

	<p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 第43号イ (イ) に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) 住宅の用途に供しない建築物 第43号イ (ウ) に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 複合建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>a 住宅の用途に供する部分 第43号イ (エ) aに定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>b aに掲げる部分以外の部分 第43号イ (エ) bに定める金額の2分の1に相当する金額</p>
(45) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。) 4,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

- a 300 平方メートル未満のもの
8, 000 円
- b 300 平方メートル以上 2, 000
平方メートル未満のもの
19, 000 円
- c 2, 000 平方メートル以上
5, 000 平方メートル未満のもの
42, 000 円
- d 5, 000 平方メートル以上のもの
76, 000 円

(ウ) 住宅の用途に供しない建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300 平方メートル未満のもの
8, 000 円
- b 300 平方メートル以上 2, 000
平方メートル未満のもの
25, 000 円
- c 2, 000 平方メートル以上
5, 000 平方メートル未満のもの
76, 000 円
- d 5, 000 平方メートル以上
10, 000 平方メートル未満のもの
121, 000 円
- e 10, 000 平方メートル以上
25, 000 平方メートル未満のもの
152, 000 円
- f 25, 000 平方メートル以上のもの
191, 000 円

(エ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物を

いう。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

a 住宅の用途に供する部分 (イ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める金額と同一の金額

b a に掲げる部分以外の部分 (ウ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める金額と同一の金額

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 200平方メートル未満のもの
32,000円

(b) 200平方メートル以上のもの
36,000円

b 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(2)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 200平方メートル未満のもの
16,000円

(b) 200平方メートル以上のもの

17,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満のもの
65,000円

(b) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
109,000円

(c) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
186,000円

(d) 5,000平方メートル以上の
もの 267,000円

b 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(2)に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満のもの
31,000円

(b) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
54,000円

(c) 2,000平方メートル以上

5, 000 平方メートル未満のもの

98, 000 円

(d) 5, 000 平方メートル以上の

もの 148, 000 円

(ウ) 住宅の用途に供しない建築物に係る

申請をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300 平方メートル未満のもの

216, 000 円

(b) 300 平方メートル以上

2, 000 平方メートル未満のもの

350, 000 円

(c) 2, 000 平方メートル以上

5, 000 平方メートル未満のもの

500, 000 円

(d) 5, 000 平方メートル以上

10, 000 平方メートル未満のもの

616, 000 円

(e) 10, 000 平方メートル以上

25, 000 平方メートル未満のもの

728, 000 円

(f) 25, 000 平方メートル以上

のもの 831, 000 円

b 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

第1条第1項第1号口に掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満のもの
82,000円

(b) 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
138,000円

(c) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
224,000円

(d) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
293,000円

(e) 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
353,000円

(f) 25,000平方メートル以上のもの
414,000円

(エ) 複合建築物に係る申請をする場合
次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額

a 住宅の用途に供する部分 (イ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める金額と同一の金額

b aに掲げる部分以外の部分 (ウ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める金額と同一の金額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第30号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日在職する職員に対し」を「にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市条例第 31 号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成 3 年 6 月条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項総務委員会第 1 号中「市長室」を「市長直轄組織」に改め、同項総務委員会中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項民生文教委員会第 2 号中「福祉部」を「福祉保健部」に改め、同項民生文教委員会中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 子ども未来部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市条例第32号

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項本文中「4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間（以下「半期」という。）ごとの」を「年度における」に、「当該半期」を「当該年度」に改め、同項ただし書中「半期」を「年度」に改め、同条第3項中「半期」を「年度」に改め、「（その日が基準日に当たるときは、当月分）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該結成された日が基準日に当たるときは、当月分から交付する。

第3条第5項ただし書を次のように改める。

ただし、第3項ただし書の規定により当月分から交付する政務活動費は、交付する月の末日までに交付する。

第3条に次の1項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、政務活動費を交付する日が、甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日を交付の日とする。

第4条中「半期」を「年度」に改める。

別表に次のように加える。

事務費	会派が行う政務活動に必要な事務に要する経費
-----	-----------------------

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の甲府市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市条例第33号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第171条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第5条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

附則第5条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第13条、第13条の2及び第14条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第15条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成27年6月条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第74条の2第1項の項中「第1条の規定」を削り、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部

分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規則

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 24 日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第 7 号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成 9 年 10 月 規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「入居決定者」の次に「及び条例第 15 条第 2 項ただし書の規則で定める特別の事情があると認める入居者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第8号

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年3月条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第3条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（別記様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第5条 第3条第2項の規定は、条例第8条の規定による届出について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第6条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、条例第10条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年

3月規則第28号) 第13条に規定する昇給日をいう。) 又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(甲府市職員給与条例施行規則の一部改正)

2 甲府市職員給与条例施行規則(昭和27年3月規則第7号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1号を加える。

(10) 甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年3月条例第10号)第1条に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をしている職員

第18条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第20条第2号中「及び第9号」を「、第9号及び第10号」に改める。

第24条第2項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

3 甲府市職員退職手当支給条例施行規則(昭和63年7月規則第36号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「ものを除く。)」の次に「若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年3月条例第10号)第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。)」を加える。

別記様式(第3条関係)

配偶者同行休業承認申請書

(あて先) 任命権者		申請年月日 年 月 日
		申請者 所属
		補職名
		職員番号
		氏名 印
次のとおり配偶者同行休業（期間の延長）の承認を申請します。		
1 申請の区分		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認(2, 3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2, 3及び5に記入)
2 申請に係る配偶者	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間 年 月 日から 年 月 日まで		
5 延長の期間 年 月 日から 年 月 日まで		
既に配偶者同行休業 をしている期間 年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考		

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第9号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

市長	市長が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年改正条例附則第2項及び第3項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第10号

平成28年改正条例附則第2項及び第3項の規定による給料に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年3月条例第24号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づき、同条例附則第2項の規定に係る職員の昇給に関し必要な事項を定めるものとする。

(読み替えに係る職員の昇給)

第2条 平成28年改正条例附則第2項において読み替えられた職務に該当する職員（以下「読み替え職員」という。）の給料月額が、甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）第13条から第19条の規定に基づく昇給により次の表の昇給停止額の欄に掲げる額を超えることとなるときは、当該読み替え職員に係る昇給は、その給料月額が当該昇給停止額を超えない号給において停止するものとする。

給料表	級別基準職務表における級	読み替えられた職務	昇給停止額
行政職	4級	副主査の職務	3級の最高号給の額
	5級	主任主査の職務	4級の最高号給の額
	6級	副主幹の職務	5級の最高号給の額
医療職 (2)	4級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う主任の職	3級の最高号給の額

		務	
	5 級	特に高度の技術又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	3 級の最高号給の額
	5 級	高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う係長又は主査の職務	4 級の最高号給の額
医療職 (3)	4 級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	3 級の最高号給の額
	5 級	特に高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主任の職務	3 級の最高号給の額
	5 級	高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う副看護師長、係長又は主査の職務	4 級の最高号給の額

2 この規則の施行の日において、その給料月額がすでに前項の表の昇給停止額の欄に掲げる額を超えている読替職員については、以後の昇給を停止するものとする。

（この規則により難い場合の措置）

第3条 読替職員に係る昇給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第11号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4款 福祉部に属する機関（第19条～第25条の2）」を
「第4款 福祉保健部に属する機関（第19条～第25条の2）」
に
第4款の2 子ども未来部に属する機関（第25条の3～第25条の5）」
改める。

第2条第2項第1号中「部及び室」を「市長直轄組織及び部」に、「、課及びセンター」を「及び課」に改める。

第3条第1項の表以外の部分中「表の部」を「表の市長直轄組織及び部」に、「部及び」を「市長直轄組織、部及び」に改め、「及びセンター（以下「課等」という。）」を削り、「福祉部」を「福祉保健部」に、「福祉総室健康衛生課」を「福祉保健総室健康衛生課」に、「係等（子ども家庭支援室児童育成課青少年係」を「子ども未来部に置く課（子ども未来総室子ども支援課青少年係及び子ども未来総室母子保健課」に改める。

第3条第1項の表中

部（福祉事務所）	室等	課等	係等
----------	----	----	----

」
を

「

市長直轄組織及び部(福祉事務所)	室等	課	係等
市長直轄組織	市長室	秘書課	秘書係、都市交流係
	都市戦略室	都市戦略課	都市戦略係
		中核市推進課	中核市推進係
		シティプロモーション課	広報係、政策情報係、プロモーション戦略係
	危機管理室	危機管理課	危機管理係
		防災課	防災係

に

」

改める。

第3条第1項の表企画部、企画総室の項を次のように改める。

企画総室	総務課	庶務係
	企画課	企画係、広域行政係
	開府500年事業計画課	開府500年事業計画係
	地域振興課	まちづくり係、南北振興係

第3条第1項の表企画部、企画財政室の項に次のように加える。

資産活用課	資産活用係
-------	-------

第3条第1項の表企画部、リニア交通室、リニア政策課の項中「リニア政策係」を「計画係、対策係」に改め、同表企画部、危機管理室の項及び同表企画部、地域振興室の項を削る。

第3条第1項の表市民部、市民協働室の項中「消費生活センター」を「消費生活課」に、「市民対話課」を「協働推進課」に、「地域振興係」を「地域コミュニティ係、協働推進係」に改め、同表市民部の項に次のように加える。

課税管理室	市民税課	税制係、個人市民税係、法人諸税係
-------	------	------------------

	資産税課	土地係、家屋係、証明係
収納管理室	収納課	収納係
	滞納整理課	滞納整理係

第3条第1項の表福祉部（福祉事務所）の項を次のように改める。

福祉保健部 (福祉事務所)	福祉保健総室	総務課	庶務係、保健所設置係
		健康衛生課	保健係、予防衛生係
		生活福祉課	保護係、保護事務係、生活支援係
	長寿支援室	高齢者福祉課	高齢者支援係、医療係、地域包括支援係
		介護保険課	経営係、保険給付係、滯納整理係、認定係
		障がい福祉課	医療支援係、サービス支援係、相談支援係
子ども未来部 (福祉事務所)	子ども未来総室	総務課	庶務係
		子ども支援課	子ども相談センター、子育て助成係、青少年係
		子ども保育課	子ども保育係
	母子保健課	保健係、予防衛生係	

第3条第1項の表環境部、環境総室、環境保全課の項中「、浄化槽係」を削り、同表産業部の項を次のように改める。

産業部	産業総室	総務課	庶務係
		産業立地課	産業立地係
		雇用創生課	雇用創生係
	観光商工室	観光課	観光開発係、観光係
		商工課	産業育成係、商工業係、商店街活性化係
		農林振興室	
	農林振興室	農政課	振興係、施設係
		林政課	森林保全係、水源保全係

	市場経営室	経営管理課	経営係、施設係
--	-------	-------	---------

第3条第2項中「課等」を「課」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に定めるもののほか、市長直轄組織に総合的な都市戦略の推進を図るため総合戦略監を、危機管理対策の総合的な推進を図るため危機管理監を、企画部にリニア中央新幹線及び交通政策の総合調整を図るためリニア交通政策監を、市民部に税務行政の総合的な推進を図るため税務統括監を置く。

第3条第4項及び第5項を削る。

第6条第3項中「リニア交通政策監、危機管理監、地域政策監及び市場改革監」を「総合戦略監、危機管理監、リニア交通政策監及び税務統括監」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 福祉事務所に所長を置き、福祉保健部長及び子ども未来部長をもって充て、第3条第1項後段に規定する福祉事務所に置かれた課の事務をそれぞれ掌理する。

第8条第6項の表を次のように改める。

室等	担当課長	分掌事務
市長室	市民の声担当課長	市政への苦情処理に関すること。
危機管理室	危機管理担当課長	危機管理対策の調査及び研究に関すること。
契約管財室	指導検査担当課長	工事検査に係る指導検査等業務に関すること。
福祉保健総室	保健所設置担当課長	中核市への移行に係る保健所設置準備に関すること。
	保健衛生担当課長	1 保健所設置に係る専門的事務の支援に関すること。 2 保健師活動に係る指導、調整及び相談等に関すること。
長寿支援室	地域包括ケア担当課長	地域包括ケアの構築に関すること。

第10条の2を削る。

第12条第2項中「市長室長」を「会計室長」に改め、同条第3項を削る。

第12条の2第1項の表支所の項中「市民課」を「中道支所」に改める。

第12条の3第1項の表を次のように改める。

支所及び出張所	職	
	課長	係長
支所	支所長	係長
出張所	出張所長	係長

第12条の3第2項を削り、同条第3項中「第7条から第10条まで」を「第8条、第9条、第10条」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条の4中「及び中道支所市民課長」を削る。

第14条の2中「市民部市民協働室消費生活センター」を「市民部市民協働室消費生活課」に改める。

第14条の5第2項中「市民部市民協働室市民対話課」を「市民部市民協働室協働推進課」に改める。

第15条から第16条までを次のように改める。

(消費生活センター)

第15条 甲府市消費生活センター条例（平成28年3月条例第11号）第1条の規定に基づき設置された消費生活センターは、市民部市民協働室消費生活課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費者安全の確保に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 消費者に対する啓発及び保護に関すること。
- (4) 消費者生活センターの運営管理に関すること。

第16条 削除

「第4款 福祉部に属する機関」を「第4款 福祉保健部に属する機関」に改める。

第19条第2項、第19条の2第2項及び第19条の3から第20条までの規定中「福祉部福祉総室健康衛生課」を「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課」に改める。

第21条から第22条の2までを次のように改める。

第21条から第22条の2まで 削除

第2章第2節第4款の次に次の1款を加える。

第4款の2 子ども未来部に属する機関
(青少年育成センター)

第25条の3 青少年の健全な育成に寄与する機関として、次に掲げる青少年育成センターを置く。

名称	位置
甲府市青少年育成センター	甲府市丸の内一丁目18番1号

2 前項の青少年育成センターは、子ども未来部子ども未来総室子ども支援課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の補導活動及び相談に関すること。
- (2) 青少年関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他青少年関係団体に関すること。

(保育所)

第25条の4 甲府市立保育所設置及び管理条例（昭和62年3月条例第13号）第2条の規定に基づき設置された保育所は、子ども未来部子ども未来総室子ども保育課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所児童の保育に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保育所の運営管理に関すること。

(児童館)

第25条の5 甲府市児童館条例（昭和55年3月条例第10号）第2条の規定に基づき設置された児童館は、子ども未来部子ども未来総室子ども保育課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の健全な遊び及び体力推進の指導に関すること。
- (2) 児童館運営委員会に関すること。
- (3) 放課後児童クラブの運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童館の運営管理に関すること。

第26条の3中「産業部産業総室労政課」を「産業部産業総室雇用創生課」に改める。

第27条第2項中「産業部産業振興室商工課」を「産業部観光商工室商工課」に改める。

第35条第3項の表病院事務総室、総務課の項中「調達係」を「調達施設係」に改め、「、施設係」を削る。

第36条第1項の表地方卸売市場の項を次のように改める。

地方卸売市場		市場長		係長
--------	--	-----	--	----

第36条第2項中第8号を第9号とし、同項第7号中「産業部産業振興室商工課長」を「産業部観光商工室商工課長」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「福祉部子ども家庭支援室児童育成課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「福祉部福祉総室健康衛生課予防衛生係長」を「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課予防衛生係長」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「福祉部福祉総室健康衛生課長」を「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課長」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消費生活センターに所長を置き、所長は市民部市民協働室消費生活課長をもって充てる。

第40条第5項中「係長」を「係長等」に改める。

別表第1中

部（福祉事務所）	室等	課等	分掌事務	を
----------	----	----	------	---

」

市長直轄組織及び部（福祉事務所）	室等	課	分掌事務
市長直轄組織	市長室	秘書課	(1) 市政全般にわたる涉外事務 に関すること。 (2) 儀式、交際、ほう賞及び表彰（職員表彰を除く。）に関する事。

		<p>(3) 市長及び副市長の秘書に関すること。</p> <p>(4) 市長会に関すること。</p> <p>(5) 都市提携及び国際交流に関すること。</p> <p>(6) 国際親交委員会に関するこ</p> <p>と。</p>
都市戦略室	都市戦略課	<p>(1) 基本戦略の形成に関するこ</p> <p>と。</p> <p>(2) 市長の特命事項に関するこ</p> <p>と。</p> <p>(3) 市長直轄組織内の文書の総</p> <p>括指導に関するこ</p> <p>と。</p> <p>(4) 市長直轄組織内の庶務に關</p> <p>すること。</p>
	中核市推進 課	<p>(1) 中核市移行及びその推進に</p> <p>関すること。</p>
	シティプロ モーション 課	<p>(1) 広報に関するこ</p> <p>と。</p> <p>(2) 広報刊行物の発行及び各種</p> <p>広報媒体の活用に関するこ</p> <p>と。</p> <p>(3) 市勢情報の調整及び分析に</p> <p>関すること。</p> <p>(4) 市の情報発信の調整に關す</p> <p>ること。</p> <p>(5) 報道機関との連絡調整に關</p> <p>すること。</p>
危機管理室	危機管理課	<p>(1) 武力攻撃事態等における國</p> <p>民の保護のための措置に關す</p>

に

		<p>る法律（平成16年法律第112号）に関すること。</p> <p>(2) 安全安心街づくりに関すること。</p> <p>(3) その他危機管理対策の企画及び調整に関すること。</p>
	防災課	<p>(1) 地域防災計画に関すること。</p> <p>(2) 防災会議に関すること。</p> <p>(3) 災害対策本部に関すること。</p> <p>(4) 地震災害警戒本部に関すること。</p> <p>(5) 災害情報並びに被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>(6) 防災施設の整備計画及び防災センターに関すること。</p> <p>(7) 防災物資の備蓄に関すること。</p> <p>(8) 水防計画に関すること。</p> <p>(9) 水防協議会に関すること。</p> <p>(10) 防災訓練に関すること。</p> <p>(11) 自主防災組織の指導、育成に関すること。</p> <p>(12) 事業所等の地震防災応急計画に関すること。</p> <p>(13) 非常備消防に関すること。</p> <p>(14) 消防水利施設に関すること。</p>

		(15) 防災行政用無線の管理運用 に関すること。 (16) 火薬類の譲渡、譲受及び消 費の許可等（100kg未満の 火薬、50kg未満の爆薬等） に関すること。
--	--	--

」

改める。

別表第1企画部、企画総室、政策課の項を次のように改める。

企画課	(1) 市政の基本方針に関するこ と。 (2) 政策形成並びに政策課題の 調査及び研究に関するこ と。 (3) 広域行政に関するこ と。 (4) 市町村合併に関するこ と。 (5) 国土利用計画法（昭和49 年法律第92号）に基づく市 町村計画に関するこ と。 (6) 公共用地の取得及び処分の 調整に関するこ と。 (7) 地方分権及び施行時特例市 に関するこ と。 (8) 自治基本条例に関するこ と。 (9) 人口減少対策に関するこ と。 (10) 空き家対策に関するこ と。
開府500 年事業計画	(1) 開府500年事業の推進に 関すること。

課	
地域振興課	<p>(1) 移住・定住の促進に関すること。</p> <p>(2) まちづくり政策に関すること。</p> <p>(3) 中心市街地活性化基本計画に関すること。</p> <p>(4) 遊休不動産のバンク事業に関すること。</p> <p>(5) 南部及び北部中山間地域の振興に関すること。</p> <p>(6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に関すること。</p> <p>(7) クリスタルラインの整備促進に関すること。</p> <p>(8) リゾート計画に関すること。</p> <p>(9) マウントピア黒平の管理に関すること。</p> <p>(10) 空き家バンク事業に関すること。</p> <p>(11) 過疎地域自立促進計画に関すること。</p> <p>(12) 編入合併地域に係るサービスの調整及び当該地域の振興に関すること。</p>

別表第1企画部、企画総室、総合計画課の項を削る。

別表第1企画部、企画財政室の項に次のように加える。

資産活用課	(1) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。
-------	---------------------------

別表第1企画部、リニア交通室、リニア政策課の項を次のように改める。

リニア政策 課	(1) リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関すること。
	(2) リニア中央新幹線事業の企画及び調整に関すること。

別表第1企画部、危機管理室の項及び地域政策室の項を削る。

別表第1市民部、市民総室、市民課の項中第21号を第22号とし、第5号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「の交付」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(5) 通知カード及び個人番号カードに関すること。

別表第1市民部、市民協働室、消費生活センターの項中「消費生活センター」を「消費生活課」に改め、第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1市民部、市民協働室、市民対話課の項中「市民対話課」を「協働推進課」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) よっちゃんばれ放談会に関すること。

別表第1市民部、市民協働室、市民対話課の項に次の1号を加える。

(17) 協働の推進に関すること。

別表第1市民部、市民協働室の項の次に次のように加える。

課税管理室	市民税課	(1) 個人市県民税及び法人市民税の賦課に関すること。 (2) 個人市県民税及び法人市民税の課税台帳等の整備、保管に関すること。 (3) 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税（次号において「諸税」という。）の賦
-------	------	---

		<p>課に關すること。</p> <p>(4) 諸税の課税台帳等の整備、保管に關すること。</p> <p>(5) 諸願届の受付、処理に關すること。</p> <p>(6) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に關すること。</p> <p>(7) 税制に關すること。</p> <p>(8) 固定資産評価審査委員会に關すること。</p>
資産税課		<p>(1) 固定資産の評価及び固定資産税の賦課に關すること。</p> <p>(2) 諸願届の受付、処理及び閲覧に關すること。</p> <p>(3) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に關すること。</p> <p>(4) 国有資産等所在市町村交付金に關すること。</p> <p>(5) 特別土地保有税の賦課に關すること。</p> <p>(6) 都市計画税の賦課に關すること。</p>
収納管理室	収納課	<p>(1) 口座振替納付、納期内納付に關すること。</p> <p>(2) 市税、個人県民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、墓地使用料、市営住宅使用料及び市営住宅敷地貸付料の収納整理に</p>

	<p>関すること。</p> <p>(3) 督促状の発布に関すること。</p> <p>(4) 市税及び諸収入金の窓口収納並びに株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に関すること。</p> <p>(5) 納税証明に関すること。</p>
滞納整理課	<p>(1) 市税、個人県民税の未収金の徴収、徴収猶予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分（差押え）及び納税指導に関すること。</p> <p>(2) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。</p> <p>(3) 滞納処分（差押物件の引揚げ及び公売等）及び交付要求に関すること。</p>

別表第1 税務部の項を削り、同表福祉部（福祉事務所）の項中「福祉部（福祉事務所）」を「福祉保健部（福祉事務所）」に改め、同表福祉部（福祉事務所）、福祉総室の項を次のように改める。

福祉保健総室	総務課	<p>(1) 福祉・保健情報に関すること。</p> <p>(2) 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉法人に関すること。</p> <p>(4) 福祉諸計画の調整に関すること。</p>
--------	-----	--

	<p>(5) 地域福祉推進計画に関すること。</p> <p>(6) 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>(7) 臨時福祉給付金に関すること。</p> <p>(8) 保健所設置に関すること。</p> <p>(9) 部内の文書の総括指導に関すること。</p> <p>(10) 部内の庶務に関すること。</p>
健康衛生課	<p>(1) 保健計画の推進に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(2) 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(3) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(4) 地域保健法（昭和22年法律第101号）による地域保健事業に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(5) 健康づくり及びその推進に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p>

	<p>(6) 保健センターに関すること。</p> <p>(7) 健康の杜センターに関すること。</p> <p>(8) いきいきプラザに関すること。</p> <p>(9) 予防接種に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p> <p>(10) 結核検診に関すること。</p> <p>(11) 感染症の消毒に関すること。</p> <p>(12) 斎場に関すること。</p> <p>(13) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。</p> <p>(14) 公衆衛生事業に関すること。</p> <p>(15) 地域医療支援に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。</p>
生活福祉課	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の措置に関すること。</p> <p>(2) 光風寮に関すること。</p> <p>(3) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。</p> <p>(4) ホームレスに関すること。</p> <p>(5) 引揚者等に関すること。</p>

		(6) 法外扶助に関すること。 (7) 災害援護に関すること。 (8) 医療券交付及び統計に関すること。 (9) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (10) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による支援に関すること。
--	--	--

別表第1福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室の項を削り、同表福祉部（福祉事務所）の項の次に次のように加える。

子ども未来部（福祉事務所）	子ども未来 総室	総務課	(1) 福祉・保健情報に関すること（福祉保健部が所管するものを除く。）。 (2) 子ども施策の調査研究に関すること。 (3) 次世代育成支援行動計画に関すること。 (4) 部内の文書の総括指導に関すること。 (5) 部内の庶務に関すること。
	子ども支援 課		(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による児童相談、要保護児童の保護等に関すること。 (2) 児童虐待防止に関するこ

	<p>と。</p> <p>(3) 子育てお助け隊派遣事業に関すること。</p> <p>(4) 児童手当及び助産手当に関すること。</p> <p>(5) 児童扶養手当に関するこ</p> <p>(6) 小児及びひとり親家庭の医療費の助成に関すること。</p> <p>(7) 母子、寡婦家庭及び父子家庭の福祉に関すること。</p> <p>(8) 幼児教育諸団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(9) 幼児教育センターの運営管理に関すること。</p> <p>(10) ファミリー・サポート・センターに関すること。</p> <p>(11) 青少年の健全育成に関すること。</p> <p>(12) 青少年育成センターの運営に関すること。</p> <p>(13) 青少年キャンプ場の管理に関すること。</p> <p>(14) チビッコ広場の管理に関すること。</p>
子ども保育課	<p>(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>(3) 保育料の徴収及び滞納処分</p>

	<p>に関すること。</p> <p>(4) 保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(5) 施設型給付及び地域型給付に関すること。</p> <p>(6) 地域子ども・子育て支援事業に関すること。</p> <p>(7) 公立保育所の管理運営及び保育に関すること。</p> <p>(8) 給食材料の購入契約及び検収に関すること。</p> <p>(9) 児童館に関すること。</p> <p>(10) 放課後児童クラブに関すること。</p> <p>(11) 私立幼稚園就園奨励に関すること。</p> <p>(12) 認定こども園への移行に関すること。</p> <p>(13) 教育・保育施設等の確認・指導監督に関すること。</p> <p>(14) 認可外保育施設に関すること。</p> <p>(15) 教育・保育施設等への助成に関すること。</p>
母子保健課	<p>(1) 保健計画の推進に関すること（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p> <p>(2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子保</p>

	<p>健事業に関すること。</p> <p>(3) 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関すること（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p> <p>(4) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関するここと（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p> <p>(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）による地域保健事業に関すること（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p> <p>(6) 健康づくり及びその推進に関するここと（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p> <p>(7) 予防接種に関するここと（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p> <p>(8) 地域医療支援に関するここと（健康衛生課が所管するものを除く。）。</p>
--	---

別表第1 産業部、産業総室、総務課の項の次に次のように加える。

産業立地課	<p>(1) 企業誘致に関すること。</p> <p>(2) 大規模小売店舗に関するここと。</p> <p>(3) 産学官等の関係機関との連携に関すること。</p>
-------	---

別表第1 産業部、産業総室、労政課の項中「労政課」を「雇用創生課」に改め、同表産業部、産業振興室の項を次のように改める。

観光商工室	観光課	(1) 観光事業の計画及び振興に関すること。 (2) 観光資源の利用、保存及び企画開発に関すること。 (3) 観光施設の整備、管理に関すること。 (4) 観光客の誘致に関すること。 (5) 観光案内に関すること。 (6) 郷土観光祭に関すること。 (7) 観光関係団体に関すること。
	商工課	(1) 中小企業・小規模事業者の振興に関すること。 (2) 創業支援に関すること。 (3) 商業振興及び商店街の活性化に関すること。 (4) 中心市街地の活性化（商業等の活性化）の推進に関すること。 (5) 商業関係団体に関すること。 (6) 商店街振興組合等の認可及び諸届に関すること。 (7) 地域産業の甲府ブランド化及び情報発信に関すること。 (8) 中小企業資金の融資に関すること。

	ること。
	(9) 中小企業金融相談所に関すること。
	(10) 工業の振興及び高度化に関すること。
	(11) 地場産業の振興に関すること。
	(12) 工業関係団体に関すること。
	(13) 山梨県地場産業センターに 関すること。

別表第1 産業部、農林振興室、農政課の項中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「農林業まつり」を「農林振興に関するイベント等」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域農業の甲府ブランド化及び情報発信に関すること。

別表第1 産業部、農林振興室、林政課の項に次の2号を加える。

(11) 野生鳥獣等に関すること。

(12) 「山の日」の事業に関すること。

別表第1 産業部、市場経営室、経営管理課の項に次の2号を加える。

(26) 市場施設の指定管理に関すること。

(27) 市場見直し計画に関すること。

別表第1 産業部、市場経営室、計画課の項を削る。

別表第1の2を削る。

別表第4を次のように改める。

支所及び出張所	課	分掌事務
支所	中道支所	(1) 庁舎及び庁舎の附属施設の維持管理に関すること。 (2) 庁中取締りに関すること。 (3) 支所内の事務室の配置に関するこ

と。

- (4) 支所内の文書の総括指導に関すること。
- (5) 支所内の組織、人事及び研修に関すること。
- (6) 支所内の財務に関すること。
- (7) 支所内の庶務に関すること。
- (8) よっちゃんばれ放談会に関すること。
- (9) 地区対話に関すること。
- (10) 陳情、要望その他市民相談に関すること。
- (11) 地域各種団体との連絡調整に関すること。
- (12) 地域集会施設の整備助成申請に関すること。
- (13) 市民活動補償制度に関すること。
- (14) 防犯街路灯に関すること。
- (15) 災害情報並びに被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (16) 防災行政用無線の運用に関すること。
- (17) その他本庁各課との連絡調整に関すること。
- (18) 印鑑登録に関すること。
- (19) 住民基本台帳法に基づく磁気ディスクによる住民基本台帳の調製、届出の受理に関すること。
- (20) 戸籍法に基づく諸届等の受理に関すること。

- (21) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (22) 埋葬、火葬及び改葬の許可並びに斎場の使用許可に関すること。
- (23) 在留カード及び特別永住者証明書に関すること。
- (24) 住民異動に伴う転入学通知書に関すること（定例的なものに限る。）。
- (25) 国民健康保険事業に係る被保険者の資格に関すること。
- (26) 国民健康保険事業に係る保険給付に関すること。
- (27) 国民年金及び福祉年金に関すること。
- (28) 市県民税申告書（無収入の場合に限る。）の受理に関すること。
- (29) 災害証明に関すること。
- (30) 介護保険事業に係る被保険者の資格に関すること。
- (31) 介護保険事業に係る保険給付の申請に関すること。
- (32) 要介護認定及び要支援認定に係る申請に関すること。
- (33) 成年後見制度に関すること。
- (34) 福祉総合相談に関すること。
- (35) 在宅高齢者に係る届出及び申請に関すること。
- (36) 高齢者生きがい対策に係る申請に関すること。

- (37) 高齢者医療確保法による保健事業に関すること。
- (38) 後期高齢者医療費の助成に関すること。
- (39) 改正前老人保健法による保健事業（医療に限る。）に関すること。
- (40) 老齢者医療費の助成に関すること。
- (41) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る申請に関すること。
- (42) 身体障害者及び知的障害者の施設利用に係る申請に関すること。
- (43) 在宅障害児（者）に係る申請に関すること。
- (44) 更生医療給付、重度心身障害者医療費の助成及び心身障害児（者）の手当の申請に関すること。
- (45) 補装具交付及び日常生活用具給付並びに貸付に係る申請に関すること。
- (46) 難病患者等居宅支援事業に係る申請に関すること。
- (47) 戦傷病者及び戦没者等援護法に係る申請に関すること。
- (48) 精神保健福祉に係る申請に関すること。
- (49) 子ども手当、児童手当、助産手当及び児童扶養手当に係る申請に関すること。

		<p>(50) 小児及びひとり親家庭医療費助成に係る申請に関すること。</p> <p>(51) 農業振興地域整備計画及び土地利用の調整に関すること。</p> <p>(52) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。</p> <p>(53) 農業資金に係る相談に関するこ</p> <p>(54) 水田の生産調整対策に係る相談に</p> <p>(55) 揚水管理事業の農業排水路等の維持管理に関するこ</p> <p>(56) 畑地かんがい給水施設の維持管理に</p> <p>(57) 民有林の経営指導に関するこ</p> <p>(58) 森林法に係る諸手続に関するこ</p> <p>(59) 林道及び治山工事に関するこ</p> <p>(60) 鳥獣の保護及び狩猟に関するこ</p> <p>(61) 中山間地域直接支払い制度に関するこ</p> <p>(62) 道路、河川及び生活関連水路の維持管理に関するこ</p> <p>(63) 緑化の推進及び樹木等の保存に関するこ</p>
出張所	上九一色出張所	<p>(1) 庁舎及び庁舎の附属施設の維持管</p> <p>理に関するこ</p> <p>(2) 庁中取締りに関するこ</p> <p>(3) 出張所内の事務室の配置に関する</p>

こと。

- (4) 出張所内の文書の総括指導に関すること。
- (5) 出張所内の組織、人事及び研修に関すること。
- (6) 出張所内の財務に関すること。
- (7) 出張所内の庶務に関すること。
- (8) よっちゃんばれ放談会に関すること。
- (9) 地区対話に関すること。
- (10) 陳情、要望その他市民相談に関すること。
- (11) 地域各種団体との連絡調整に関すること。
- (12) 地域集会施設の整備助成申請に関すること。
- (13) 市民活動補償制度に関すること。
- (14) 防犯街路灯に関すること。
- (15) 災害情報並びに被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (16) 防災行政用無線の運用に関すること。
- (17) その他本庁各課との連絡調整に関すること。
- (18) 印鑑登録に関すること。
- (19) 住民基本台帳法に基づく磁気ディスクによる住民基本台帳の調製、届出の受理に関すること。
- (20) 戸籍法に基づく諸届等の受理に関すること。

- (21) 埋葬、火葬及び改葬の許可並びに斎場の使用許可に関すること。
- (22) 在留カード及び特別永住者証明書に関すること。
- (23) 住民異動に伴う転入学通知書に関すること(定例的なものに限る。)。
- (24) 国民健康保険事業に係る被保険者の資格に関すること。
- (25) 国民健康保険事業に係る保険給付に関すること。
- (26) 国民年金及び福祉年金に関すること。
- (27) 市県民税申告書(無収入の場合に限る。)の受理に関すること。
- (28) り災証明に関すること。
- (29) 介護保険事業に係る被保険者の資格に関すること。
- (30) 介護保険事業に係る保険給付の申請に関すること。
- (31) 要介護認定及び要支援認定に係る申請に関すること。
- (32) 成年後見制度に関すること。
- (33) 福祉総合相談に関すること。
- (34) 在宅高齢者に係る届出、申請に関すること。
- (35) 高齢者生きがい対策に係る申請に関すること。
- (36) 高齢者医療確保法による保健事業に関すること。

- (37) 後期高齢者医療費の助成に関すること。
- (38) 改正前老人保健法による保健事業（医療に限る。）に関すること。
- (39) 老齢者医療費の助成に関すること。
- (40) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る申請に関すること。
- (41) 身体障害者、知的障害者の施設利用に係る申請に関すること。
- (42) 在宅障害児（者）に係る申請に関すること。
- (43) 更生医療給付、重度心身障害者医療費の助成及び心身障害児（者）の手当の申請に関すること。
- (44) 補装具交付及び日常生活用具給付並びに貸付に係る申請に関すること。
- (45) 難病患者等居宅支援事業に係る申請に関すること。
- (46) 戦傷病者及び戦没者等援護法に係る申請に関すること。
- (47) 精神保健福祉に係る申請に関すること。
- (48) 子ども手当、児童手当、助産手当及び児童扶養手当に係る申請に関すること。
- (49) 小児及びひとり親家庭医療費助成に関すること。

	(50) 農業振興地域整備計画及び土地利用の調整に関すること。 (51) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。 (52) 農業資金に係る相談に関すること。 (53) 水田の生産調整対策に係る相談に関すること。 (54) 揚水管理事業の農業排水路等の維持管理に関すること。 (55) 農業集落排水処理施設の維持管理に関すること。 (56) 民有林の経営指導に関すること。 (57) 森林法に係る諸手続に関すること。 (58) 林道及び治山工事に関すること。 (59) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。 (60) 中山間地域直接支払い制度に関すること。 (61) 道路、河川及び生活関連水路の維持管理に関すること。 (62) 緑化の推進及び樹木等の保存に関すること。
--	--

別表第6 診療部の項中

「

手の外科センター	(1) 手の外科治療に関すること。	を
----------	-------------------	---

」

「

手の外科センター	(1) 手の外科治療に関すること。
肝胆膵外科センター	(1) 肝胆膵臓病治療に関すること。
大腸・肛門外科センター	(1) 大腸・肛門病治療に関すること。
呼吸器腫瘍センター	(1) 呼吸器腫瘍治療に関すること。
睡眠時無呼吸センター	(1) 睡眠時無呼吸治療に関すること。

に改める。

」

別表第6 総合相談センターの項を次のように改める。

総合相談センター	総合相談室	(1) 患者及びその家族の意見・要望に関すること。 (2) 診療情報の開示に関すること。 (3) 退院調整に関すること。 (4) 病院ボランティアに関すること。
	R I 検査問題相談室	(1) R I 検査問題の対応等に関すること。
	看護支援室	(1) 繼続看護、在宅サービスに関すること。 (2) 看護外来に関すること。
	地域医療支援室	(1) 地域医療連携に関すること。

(甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第2条 甲府市青少年問題協議会条例施行規則（昭和30年7月規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「市福祉部長」を「市子ども未来部長」に改める。

(甲府市広報規則の一部改正)

第3条 甲府市広報規則（昭和37年9月規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第2項中「市長室」を「都市戦略室」に改める。

(甲府市役所中管理規則の一部改正)

第4条 甲府市役所中管理規則（昭和37年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表本庁舎、市民対話室の項中「市民部市民協働室市民対話課長」を「市民部市民協働室協働推進課長」に改め、同表本庁舎、計量検査室の項中「市民部市民協働室消費生活センター課長」を「市民部市民協働室消費生活課長」に改め、同表支所中道支所の項中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第5条 甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、市長室及び市立甲府病院（以下「病院」という。）の事務局」を「及び市立甲府病院（以下「病院」という。）の事務局並びに市長室」に改め、同条第6号中「、市長室長及び病院の事務局長」を「及び市立甲府病院の事務局長並びに市長室長」に改める。

別表第1一般公印の表市役所印の項管守者の欄中「及び市長室長」を削り、同表部長等印の項管守者の欄中「及び市長室長」を削り、同表福祉事務所印の項及び福祉事務所長印の項中

「	福祉部福祉 総室総務課 長	1	」	を	「	福祉保健部 福祉保健總 室總務課長	1	」	に改め、同表保育所長印の
	中道支所市 民課長	1			子 ど も 未 来 部 子 ど も 未 来 總 室 總 務 課 長	1			
					中 道 支 所 長	1			

項管守者の欄中「福祉部子ども家庭支援室児童保育課長」を「子ども未来部子ども未来總室子ども保育課長」に改め、同表斎場管理者印の項管守者の欄中「福祉

部福祉総健康衛生課長」を「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課長」に改める。

別表第1 専用公印の表市役所印の項管守者の欄中「税務部税務総室市民税課長」を「市民部課税管理室市民税課長」に、「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表市長印の項管守者の欄中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に、「福祉部長寿支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部長寿支援室障がい福祉課長」に、「福祉部福祉総室健康衛生課長」を「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課長」に、「福祉部子ども家庭支援室児童育成課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改め、同表証明専用市長印（番号入）の項管守者の欄中「税務部税務総室市民税課長」を「市民部課税管理室市民税課長」に、

「税務部税務総室資産税課長」を「市民部課税管理室資産税課長」に、「税務部収納管理室収納課長」を「市民部収納管理室収納課長」に、「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表戸籍専用市長印の項管守者の欄中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表予防接種証明専用市長印（番号入）の項管守者の欄中「福祉部福祉総室健康衛生課長」を「福祉保健部福祉保健総室健康衛生課長」に改め、同表児童手当等専用市長印の項管守者の欄中「福祉部子ども家庭支援室児童育成課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改め、同表子ども手当専用市長印の項を次のように改める。

削除	3 1 の 3						
----	---------	--	--	--	--	--	--

別表第1 専用公印の表市長認印の項管守者の欄中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表市長職務代理人印の項管守者の欄中「福祉部長寿支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部長寿支援室障がい福祉課長」に、「中道支所市民課長」を「中道支所長」に、「福祉部子ども家庭支援室児童育成課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改め、同表証明専用市長職務代理人印（番号入）の項管守者の欄中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表戸籍専用市長職務代理人印の項管守者の欄中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表児童手当等専用市長職務代理人印の項管守者の欄中「福祉部子ども家庭支援室児童育成課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改め、同表子ども手当専用市長職務代理人印の項中

「

子ども 手当専 用市長 職務代 理者印	40の3	同	同	同
---------------------------------	------	---	---	---

同	1
---	---

を

」

「

削除	40の3			
----	------	--	--	--

--	--

に

」

改め、同表市長職務代理者認印の項管守者の欄中「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改め、同表甲府市会計管理者代理署名人収納課長印の項管守者の欄中「税務部収納管理室収納課長」を「市民部収納管理室収納課長」に改め、同表福祉事務所長印の項管守者の欄中「福祉部長寿支援室障がい福祉課長」を「福祉保健部長寿支援室障がい福祉課長」に、「中道支所市民課長」を「中道支所長」に改める。

別表第2中

31の3		
市 長 印	手子 当ど 専用も	甲 府

31の3		

40の3		
職 務 代 理 者 印	手子 当ど 専用も	甲 府 市 長

削除 に、

削除 に、

「 40の3

削除 に改める。

」

(甲府市青少年育成センター規則の一部改正)

第6条 甲府市青少年育成センター規則（昭和47年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「福祉部子ども家庭支援室児童育成課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改める。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第7条 甲府市職員被服貸与規則（昭和49年7月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表の2技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表5の項中「福祉部」を「福祉保健部、子ども未来部」に、同表6の項及び同表7の項中「福祉部」を「福祉保健部及び子ども未来部」に改める。

別表の3技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表2の項中「福祉部」を「福祉保健部、子ども未来部」に改める。

(甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則の一部改正)

第8条 甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則（昭和49年12月規則第67号）の一部を次のように改正する。

第10条中「企画部危機管理室防災課」を「市長直轄組織危機管理室防災課」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第9条 甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「、税務部長」を削る。

第71条第1項第25号を次のように改める。

(25) 年金生活者等支援臨時福祉給付金

第92条第2項の表中「市民対話課長」を「協働推進課長」に、「福祉総室総務課長」を「福祉保健総室総務課長」に、「市民対話課に」を「協働推進課に」に、「中道支所市民課住民係」を「中道支所住民係」に改める。

第93条の表中「及び社会教育センター」を削る。

第94条第2項第5号中「及び社会教育センター使用料」を削る。

第59号様式（その6）中「・社会教育センター」を削る。

(甲府市立保育所設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第10条 甲府市立保育所設置及び管理条例施行規則（昭和62年3月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉部子ども家庭支援室児童保育課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども支援課長」に改める。

(甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第11条 甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成19年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

副市長	担任事務
工藤眞幸副市長	(1) 総務部、市民部（課税管理室及び収納管理室を除く。）、福祉保健部、子ども未来部、環境部及び市立甲府病院に属する事務 (2) 会計室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会に関する事務
山本知孝副市長	(1) 企画部、市民部（課税管理室及び収納管理室に限る。）、産業部及び建設部に属する事務 (2) 上下水道局及び農業委員会に関する事務

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配属職員（部長、室長及び課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部、室、課に勤務を命ぜられたものとする。

	市長室	秘書課	市長直轄組織	市長室	秘書課
		シティプロモーション課		都市戦略室	シティプロモーション課
企画部	危機管理室	危機管理課		危機管理室	危機管理課
		防災課			防災課
	企画総室	政策課	企画部	企画総室	企画課
	地域政策室	南北地域振興課 まちづくり課			地域振興課

市民部	中道支所	市民課	市民部	市民総室	中道支所
		上九一色出張所			上九一色出張所
市民協働室		消費生活センター	市民協働室		消費生活課
		市民対話課			協働推進課
税務部	税務総室	総務課	課税管理室		市民税課
		市民税課			資産税課
税務部	収納管理室	資産税課	収納管理室		収納課
		収納課			滞納整理課
福祉部 (福祉事務所)	福祉総室	総務課	福祉保健部 (福祉事務所)	福祉保健総室	総務課
		健康衛生課			健康衛生課
福祉部 (福祉事務所)	子ども家庭支援室	生活福祉課	長寿支援室		生活福祉課
		高齢者福祉課			高齢者福祉課
福祉部 (福祉事務所)	長寿支援室	介護保険課	長寿支援室		介護保険課
		障がい福祉課			障がい福祉課
福祉部 (福祉事務所)	子ども家庭支援室	児童育成課	子ども未来部 (福祉事務所)	子ども未来総室	子ども支援課
		児童保育課			子ども保育課
産業部	産業総室	労政課	産業部	産業総室	雇用創生課
	産業振興室	観光課		観光商工室	観光課
産業部		商工課			商工課
市場経営室	計画課	市場経営室		経営管理課	

甲府市情報公開条例施行規則及び甲府市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第12号

甲府市情報公開条例施行規則及び甲府市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(甲府市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 甲府市情報公開条例施行規則（平成13年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表中「10円」の次に「（カラーで複写され、又は出力されたものにあっては、20円）」を加える。

第3号様式、第4号様式及び第9号様式中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第10号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(甲府市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 甲府市個人情報保護条例施行規則（平成16年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別表中「10円」の次に「（カラーで複写され、又は出力されたものにあっては、20円）」を加える。

第4号様式、第5号様式（その1）、第5号様式（その2）、第5号様式（その3）、第10号様式、第13号様式及び第19号様式中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第22号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第13号

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の任用等に関する規則（昭和28年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第4条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであって前2号に定めるものに該当しないものをいう。

第15条の2の見出し中「主任等」を「主任」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第15条の3の見出しを「（作業主任への昇任等の方法）」に改め、同条第1項中「、守衛主任及び車両主任（以下「作業主任等」という。）」を削る。

第15条の4第1項中「作業主任等」を「作業主任」に改める。

第16条の見出しを「（係長への昇任の方法）」に改め、同条第1項中「（次項の規定により主任から昇格した者を含む。）」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第22条の見出しを「（課長補佐への昇任の方法）」に改め、同条第1項中

「（第3項の規定により昇格した者を含む。）」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第23条の3第1項中「（第3項の規定により昇格した者を含む。）」を削り、同条第2項中「（次項の規定により昇格した者を含む。）」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第23条の5の見出しを「（室長への昇任の方法）」に改め、同条第1項中「（次項の規定により昇格した者を含む。）」を削り、同条第2項から第4項までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の甲府市職員の任用等に関する規則第16条第3項に規定する副主査、第22条第3項に規定する主任主査及び第23条の3第4項に規定する副主幹の職にあった職員の任用等に関する基準は、当分の間なお従前の例による。

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第14号

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則（平成20年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第15号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市規則第16号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年12月規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)

地 方 公 務 員 災 害 補 償
休 業 補 償 請 求 書

		請求 第 回 回数	
(あて先) (実施機関の長の職氏名) ----- 下記の休業補償を請求します。		請求年月日	年 月 日
		請求者の住所	-----
		氏 名	(印) -----
1 (所属部局)			
2 (氏名)		3 (職種)	
		4 (負傷又は 発病年月日)	年 月 日
5 (請求日数) 年 月 日から 年 月 日まで		のうち 日	<div style="display: flex; align-items: center;"> 全部休業日数 日 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> 一部休業日数 日 </div>
6 (一部休業した日に得ることができた給与その他の収入の額) (1) 給与の総額 (2) その他の収入の総額			円 円
7※ 所 局 の 属 の 証 部 長 明	5及び6の(1)について上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の <div style="display: flex; align-items: center;"> 所在 地 (印) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> 名 称 長の職名 </div>		
8 休 の 業 計 算 金 額	全部休業日数 のみの場合	(補償基礎額) (請求日数) $\times \quad \times \frac{60}{100} =$	円
	一部休業日数 のある場合	(補償基礎額) (請求日数) (一部休業した日に支払われた給与そ の他の収入の総額) $\left[\quad \times \quad - \quad \right] \times \frac{60}{100} =$	円
9 休業補償請求金額		円	
10 厚生年金保険法 等の適用関係	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。		
※ 11 医 師 の 証 明	(傷病名)	(現在の状態) <input type="checkbox"/> 治 ゆ <input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 中 止 <input type="checkbox"/> 繼 続 中 <input type="checkbox"/> 転 医	年 月 日
	(請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日まで	のうち 日	(勤務することができなかつたと認められる理由)
	上記のとおりであることを証明します。	年 月 日	
	医療機関の <div style="display: flex; align-items: center;"> 所在 地 (印) </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> 名 称 医師氏名 </div>		
12 添付する書類その他の資料名			

13 送の金希望 の場合	振込先	銀行 支店	※ 受理	年 月 日
	預金科目	□普通預金 □当座預金	※ 決定	年 月 日
	振込口座	住所	※ 支払	年 月 日
		氏名	※ 決定金額	条例第10条の制限 □有 □無 円

(注意事項)

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「5(請求日数)」の欄には、甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第8条ただし書及び同条例施行規則第7条の2に該当する日がある場合は、当該日数を控除した日数を記入すること。
- 3 「11 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償申請書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。
- 4 「13 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。
- 5 「10 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

第4号様式の2（注意事項）第2項を次のように改める。

- 2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

第5号様式（注意事項）第4項及び第5項を次のように改める。

4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

5 「12 送金希望の場合」の欄は、この請求に係る補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第7号様式1死亡職員に関する事項の項中「厚生年金保険等の適用」を「厚生年金保険法等の適用」に改め、同様式（注意事項）第2項を次のように改める。

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項の欄には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

第7号様式（注意事項）第6項を次のように改める。

6 「8 送金希望の場合」の欄は当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。

第12号様式（注意事項）第5項を次のように改める。

5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災職員の妻であった者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関

の営業所等又は郵便局に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

第13号様式中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

第13号様式の2中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

第14号様式中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

第20号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第17号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第19条の7の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

第24条第2項第2号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市職員職務分類基準規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第18号

甲府市職員職務分類基準規則

甲府市職員職務分類基準規則（昭和28年12月規則第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）第9条第3項に規定する級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であるものを定めるものとする。

（基準となる職務）

第2条 市議会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員並びに監査委員事務局の職員の職務であって別表の左欄に掲げるものは、同表の右欄に掲げる基準となる職務と同程度の職務と定め、甲府市職員給与条例第9条第3項の規定を適用する。

別表（第2条関係）

職務	基準となる職務
部長の職務又は議会事務局長の職務	部長の職務
室長の職務、議会事務局議会事務総室長の職務、選挙管理委員会事務局長の職務又は監査委員事務局長の職務	室長の職務
課長の職務、農業委員会事務局長の職務、甲府商業高等学校事務長の職務又は甲府商科専門学校事務長の職務	課長の職務

課長補佐の職務	課長補佐の職務
係長の職務	係長の職務
主任の職務	主任の職務
主事の職務又は技師の職務	主事の職務又は技師の職務

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第19号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、降格した日の前日に受けっていた号給に対応する別表第4の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給に定める号給とする。

別表第2備考第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「課程」の次に「又は薬剤若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年のものに限る。）」を加える。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第11条関係）

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17

6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	47
29	66	45	45	37	37	52	52
30	68	46	46	38	38	56	57
31	70	47	47	39	39	67	61
32	72	48	48	40	40	80	61
33	74	49	49	41	41	82	61
34	76	50	50	42	42	84	61

35	78	51	51	43	43	85	61
36	80	52	52	44	44	85	61
37	81	53	53	45	45	85	61
38	82	54	54	46	46	85	61
39	83	55	55	47	47	85	61
40	84	56	56	48	48	85	61
41	86	58	57	49	50	85	61
42	88	60	58	50	52	85	61
43	90	62	59	51	54	85	61
44	92	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		

64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			

93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
120	93						
121	93						

123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表（1）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47

24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89

53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	

82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ 医療職給料表（2）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26

11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47
32	56	48	44	48	48
33	57	49	45	50	50
34	58	50	46	52	52
35	59	51	47	54	54
36	60	52	48	56	56
37	62	53	49	57	59
38	64	54	50	58	62
39	66	55	51	59	65

40	68	56	52	60	69
41	70	57	53	63	73
42	72	58	54	66	77
43	74	59	55	69	81
44	76	60	56	72	85
45	78	61	57	76	85
46	80	62	58	80	85
47	82	63	59	84	85
48	84	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	

69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		

98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

エ 医療職給料表（3）降格時号給対応表

降格した 日の前日に 受けていた 号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23

8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56

37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	

66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			

95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				

124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					

153	169					
-----	-----	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第20号

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則（平成27年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 切替日以降に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給へ変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
第3条第1項第1号中「。」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」を、「（降格」の次に「又は降号」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第21号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2」を「技能労務職級別基準職務表（別表第2）」に改める。

第7条中「よるものとする」を「よるものとし、同規則第11条の規定の適用については、別表第5によるものとする」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技能員の職務
2級	技能主任の職務
3級	作業主任の職務
4級	統括主任の職務

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第7条関係）

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	4 1	1 7	1 7
2	4 2	1 8	1 8
3	4 3	1 9	1 9

4	4 4	2 0	2 0
5	4 5	2 1	2 1
6	4 6	2 2	2 2
7	4 7	2 3	2 3
8	4 8	2 4	2 4
9	4 9	2 5	2 5
1 0	5 0	2 6	2 6
1 1	5 1	2 7	2 7
1 2	5 2	2 8	2 8
1 3	5 3	2 9	2 9
1 4	5 4	3 0	3 0
1 5	5 5	3 1	3 1
1 6	5 6	3 2	3 2
1 7	5 7	3 3	3 3
1 8	5 8	3 4	3 4
1 9	5 9	3 5	3 5
2 0	6 0	3 6	3 6
2 1	6 1	3 7	3 7
2 2	6 2	3 8	3 8
2 3	6 3	3 9	3 9
2 4	6 4	4 0	4 0
2 5	6 6	4 1	4 1
2 6	6 8	4 2	4 2
2 7	7 0	4 3	4 3
2 8	7 2	4 4	4 4
2 9	7 4	4 5	4 5
3 0	7 6	4 6	4 6
3 1	7 8	4 7	4 7
3 2	8 0	4 8	4 8

3 3	8 2	4 9	4 9
3 4	8 4	5 0	5 0
3 5	8 6	5 1	5 1
3 6	8 8	5 2	5 2
3 7	8 9	5 3	5 3
3 8	9 0	5 4	5 4
3 9	9 1	5 5	5 5
4 0	9 2	5 6	5 6
4 1	9 4	5 8	5 7
4 2	9 6	6 0	5 8
4 3	9 8	6 2	5 9
4 4	1 0 0	6 4	6 0
4 5	1 0 1	6 6	6 3
4 6	1 0 1	6 8	6 6
4 7	1 0 1	7 0	6 9
4 8	1 0 1	7 2	7 2
4 9	1 0 1	7 6	7 5
5 0	1 0 1	8 0	7 8
5 1	1 0 1	8 4	8 1
5 2	1 0 1	8 8	8 4
5 3	1 0 1	9 3	8 8
5 4	1 0 1	9 8	9 2
5 5	1 0 1	1 0 3	9 7
5 6	1 0 1	1 0 9	1 0 2
5 7	1 0 1	1 1 5	1 0 7
5 8	1 0 1	1 2 1	1 1 2
5 9	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 0	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 1	1 0 1	1 2 5	1 1 3

6 2	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 3	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 4	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 5	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 6	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 7	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 8	1 0 1	1 2 5	1 1 3
6 9	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 0	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 1	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 2	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 3	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 4	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 5	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 6	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 7	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 8	1 0 1	1 2 5	1 1 3
7 9	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 0	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 1	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 2	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 3	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 4	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 5	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 6	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 7	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 8	1 0 1	1 2 5	1 1 3
8 9	1 0 1	1 2 5	1 1 3
9 0	1 0 1	1 2 5	1 1 3

9 1	1 0 1	1 2 5	1 1 3
9 2	1 0 1	1 2 5	1 1 3
9 3	1 0 1	1 2 5	1 1 3
9 4	1 0 1	1 2 5	
9 5	1 0 1	1 2 5	
9 6	1 0 1	1 2 5	
9 7	1 0 1	1 2 5	
9 8	1 0 1	1 2 5	
9 9	1 0 1	1 2 5	
1 0 0	1 0 1	1 2 5	
1 0 1	1 0 1	1 2 5	
1 0 2	1 0 1	1 2 5	
1 0 3	1 0 1	1 2 5	
1 0 4	1 0 1	1 2 5	
1 0 5	1 0 1	1 2 5	
1 0 6	1 0 1	1 2 5	
1 0 7	1 0 1	1 2 5	
1 0 8	1 0 1	1 2 5	
1 0 9	1 0 1	1 2 5	
1 1 0	1 0 1	1 2 5	
1 1 1	1 0 1	1 2 5	
1 1 2	1 0 1	1 2 5	
1 1 3	1 0 1	1 2 5	
1 1 4	1 0 1		
1 1 5	1 0 1		
1 1 6	1 0 1		
1 1 7	1 0 1		
1 1 8	1 0 1		
1 1 9	1 0 1		

120	101		
121	101		
122	101		
123	101		
124	101		
125	101		

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則別表第2の規定の適用については、当分の間、同表2級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う技能員の職務」と、同表3級の項中「作業主任の職務」とあるのは「作業主任の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う技能主任の職務」と、同表4級の項中「統括主任の職務」とあるのは「統括主任の職務又は高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う副作業主任の職務若しくは高度の技術若しくは経験を必要とする業務を行う作業主任の職務」とする。
- 3 前項の規定により読み替えられた職務に該当する職員の昇給の停止に関する措置については、一般職員の例による。この場合において、平成28年改正条例附則第2項及び第3項の規定による給料に関する規則（平成28年3月規則第10号）第2条の規定の適用については、次の表に定めるとおりとする。

技能労務職級別 基準職務表（別 表第2）に定め る職務の級	読み替えられた職務	昇給停止額
2級	高度の技術又は経験を必要 とする業務を行う技能員の 職務	技能労務職給料表1級の最高 号給の額
3級	高度の技術又は経験を必要 とする業務を行う技能主任	技能労務職給料表2級の最高 号給の額

	の職務	
4 級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う副作業主任の職務	技能労務職給料表 2 級の最高号給の額
	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う作業主任の職務	技能労務職給料表 3 級の最高号給の額

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第22号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和38年4月規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2ウ医療職給料表(2)の表中「5級」を「6級」に改め、同表エ医療職給料表(3)の表6級の項を次のように改める。

6級	5種	67,800円
	6種	59,300円

別表第2エ医療職給料表(3)の表5級の項を削る。

別表第3ウ医療職給料表(2)の表中「5級」を「6級」に改め、同表エ医療職給料表(3)の表6級の項を次のように改める。

6級	5種	53,200円
	6種	46,600円

別表第3エ医療職給料表(3)の表5級の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第23号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表12の項の次に次の4項を加える。

12の2	徴収猶予申請書	法第15条の2第1項及び第2項
12の3	徴収猶予期間延長申請書	法第15条の2第3項
12の4	換価猶予申請書	法第15条の6の2第1項
12の5	換価猶予期間延長申請書	法第15条の6の2第2項

別表63の項の次に次の1項を加える。

63の2	改修住宅等に係る固定資産税の減額適用申告書	条例附則第5条の3
------	-----------------------	-----------

別表に次のように加える。

67	固定資産税（家屋）の不均一課税適用申告書（変更申告書）	条例附則第33条
----	-----------------------------	----------

第12号様式の次に次の4様式を加える。

第12号様式の2

徵収猶予申請書

年　月　日

(あて先)
甲府市長

納税者（特別徵収義務者）

住　所（所在　地）

氏　名

印

（名称及び代表者氏名）

個人番号（法人番号）

地方税法第15条の2第1項・第2項の規定により、次のとおり徵収猶予を申請します。

徵 収 猶 予 を 受 け よ う と す る	金額	課税 年度	賦課 年度	税目	通知書番号	期別	納期限	税額	督促 手数料	延滞 金額	小計	
合計												
期間	年　月　日から　年　月　日まで　月間											
	理由											
該 当 条 項		地方税法第15条								第1項 第　号		
									第2項			
徵 収 猶 予 金 額 の 納 付 計 画	回	納付期限		納付金額		回	納付期限		納付金額			
担保 提供	有 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情										

第12号様式の3

徴収猶予期間延長申請書

年　月　日

(あて先)
甲府市長

納税者（特別徴収義務者）

住　所（所在　地）

氏　名

印

（名称及び代表者氏名）

個人番号（法人番号）

地方税法第15条の2第3項の規定により、次のとおり徴収猶予期間の延長を申請します。

徴収猶予期間延長を受けようとする 金額	課税年度	賦課年度	税目	通知書番号	期別	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	小計
	合計									
期間	年　月　日から			年　月　日まで			月間			
期間延長の理由										
徴収猶予金額の納付計画	回	納付期限		納付金額		回	納付期限		納付金額	
担保提供	有 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情								

第12号様式の4

換価猶予申請書

年　月　日

(あて先)
甲府市長

納税者（特別徴収義務者）

住　所（所　在　地）

氏　名

印

（名称及び代表者氏名）

個人番号（法人番号）

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価猶予を申請します。

換価猶予を受けようとする 金額	課税年度	賦課年度	税目	通知書番号	期別	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	小計
	合計									
期間	年　月　日から			年　月　日まで			月間			
換価猶予を必要とする理由										
換価猶予金額の納付計画	回	納付期限		納付金額		回	納付期限		納付金額	
担保提供	有 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情								

第12号様式の5

換価猶予期間延長申請書

年　月　日

(あて先)

甲府市長

納税者（特別徴収義務者）

住　所（所　在　地）

氏　名

㊞

（名称及び代表者氏名）

個人番号（法人番号）

地方税法第15条の6の2第2項の規定により、次のとおり換価猶予期間の延長を申請します。

換価猶予期間延長を受けようとする 金額	課税年度	賦課年度	税目	通知書番号	期別	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	小計
	合計									
期間	年　月　日から			年　月　日まで			月間			
期間延長の理由										
換価猶予金額の納付計画	回	納付期限		納付金額		回	納付期限		納付金額	
担保提供	有 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情								

第32号様式中「個人番号」を「宛名番号」に改める。

第46号様式及び第48号様式中「60日」を「3月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

第63号様式の次に次の1様式を加える。

第63号様式の2

改修住宅等に係る固定資産税の減額適用申告書				
年　　月　　日				
(あて先) 甲府市長				
申告者 (納税義務者)	住所又は所在地	電話番号()		
	氏名又は名称	㊞		
	個人番号又は 法 人 番 号	□	□	□
甲府市市税条例附則第5条の3第　項の規定により、次のとおり申告します。				
家屋の所在地				
家屋番号		登記年月日	年　月　日	
建築年月日	年　月　日	居住の用に供した年月日	年　月　日	
種類				
構造				階建
居住部分 床面積	m ²	その他の 床面積	m ²	合計床面積 m ²
改修完了日				年　月　日
改修工事費用	円	補助金等	円	
備考				

第6 6号様式の次に次の1様式を加える。

第6 7号様式

固定資産税（家屋）の不均一課税適用申告書（変更申告書）		
年　月　日		
(あて先) 甲府市長		
申告者 (納税義務者)	住所又は所在地	電話番号()
	氏名又は名称	印
	個人番号又は 法 人 番 号	
甲府市市税条例附則第33条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申告します。		
家屋の所在地		
家屋番号		
建築年月日	年　月　日	登記年月日
種類		
構造		
床面積	m^2	
備考	変更事項及び変更年月日	

(添付資料)

- 市街地再開発事業認可（写）
- 建築確認申請の確認通知書（写）
- 登記事項証明書
- 家屋平面図及び立面図

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第32号様式の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第24号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万4,570円」を「10万4,950円」に、「5万6,790円」を「5万7,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,290円」を「5万2,480円」に、「2万8,400円」を「2万8,520円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第25号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和41年11月規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の2号を加える。

(3) 法第6条第1項第2号の規定による生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

(4) 法第6条第1項第4号の規定による生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第26号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年3月規則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項の規定に基づく法第51条第3号に規定する助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（以下「実施費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「扶養義務者」とは、民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、市長が認定したものをいう。

（実施費用の徴収）

第3条 市長は、法第22条の規定により助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を行ったとき、又は法第23条の規定により母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を行ったときは、本人又はその扶養義務者から実施費用の全部又は一部を徴収する。

（徴収額）

第4条 前条の規定により市長が徴収する実施費用の額（以下「徴収額」という。）は、別表第1及び別表第2に定める額とする。ただし、当該別表に定める階層区分の認定ができない場合は、民生委員又は児童委員の意見を聴いてその徴収額を定めるものとする。

2 月の中途中で母子生活支援施設に入所し、又は退所したときの当該月分の母子保

護の実施に係る徴収額は、日割計算とする。この場合において、退所の日は、日数に含まないものとする。

(徴収期日)

第5条 母子保護の実施に係る徴収額は、当該月分をその月の翌月の末日までに徴収するものとする。ただし、月の中途中で母子生活支援施設を退所したときは、その都度徴収する。

2 助産の実施に係る徴収額は、助産施設を退所したときに徴収する。

(徴収額の減免)

第6条 市長は、本人又はその扶養義務者が災害、疾病等により著しく所得が減少したときその他特別の理由があると認めるとときは、徴収額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、実施費用の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

母子保護の実施に係る徴収額

階層区分	定義	徴収月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町	2,200円

	村民税の課税世帯であ って、その市町村民税 の額の区分が次の区分 に該当する世帯	帶)	
C 2		所得割の額がある世帯	3 , 300 円
D 1	A 階層及び B 階層を除 き、前年分の所得税の 課税世帯であって、そ の所得税の額の区分が 次の区分に該当する世 帯	15 , 000 円以下	4 , 500 円
D 2		15 , 001 円以上 40 , 000 円以下	6 , 700 円
D 3		40 , 001 円以上 70 , 000 円以下	9 , 300 円
D 4		70 , 001 円以上 183 , 000 円以下	14 , 500 円
D 5		183 , 001 円以上 403 , 000 円以下	20 , 600 円
D 6		403 , 001 円以上 703 , 000 円以下	支弁月額（その額 が 27 , 100 円 を超えるときは、 27 , 100 円と する。）
D 7		703 , 001 円以上 1 , 078 , 000 円 以下	支弁月額（その額 が 34 , 300 円 を超えるときは、 34 , 300 円と する。）
D 8		1 , 078 , 001 円 以上 1 , 632 , 000 円 以下	支弁月額（その額 が 42 , 500 円 を超えるときは、 42 , 500 円と する。）
D 9		1 , 632 , 001 円	支弁月額（その額

	以上 2, 303, 000円 以下	が 51, 400円 を超えるときは、 51, 400円と する。)
D 1 0	2, 303, 001円 以上 3, 117, 000円 以下	支弁月額（その額 が 61, 200円 を超えるときは、 61, 200円と する。）
D 1 1	3, 117, 001円 以上 4, 173, 000円 以下	支弁月額（その額 が 71, 900円 を超えるときは、 71, 900円と する。）
D 1 2	4, 173, 001円 以上 5, 334, 000円 以下	支弁月額（その額 が 83, 300円 を超えるときは、 83, 300円と する。）
D 1 3	5, 334, 001円 以上 6, 674, 000円 以下	支弁月額（その額 が 95, 600円 を超えるときは、 95, 600円と する。）
D 1 4	6, 674, 001円 以上	支弁月額

備考

- 1 この表のA階層における「単給世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護の種類のうち、1種類の扶助のみを受給している世帯のことをいう。

- 2 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 1及びC 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表のD 1からD 1 4階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徵収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項
- 4 この表において「支弁月額」とは、別に定める基準により算定した母子保護の実施に要する費用に係る支弁の月額をいう。
- 5 母子保護の実施を受けた者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯

であつて、別に定める単身世帯、母子世帯等又は在宅障害児（者）のいる世帯等である場合には、当該母子保護の実施を受けた者に係る徴収額については、徴収しない。

別表第2（第4条関係）

助産の実施に係る徴収額

階層区分	定義	徴収金額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	出産給付額に5分の1を乗じて得た額に2,200円を加えた額
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	出産給付額に10分の3を乗じて得た額に4,500円を加えた額
C 2	所得割の額がある世帯	出産給付額に10分の3を乗じて得た額に6,600円を加えた額
D	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	出産給付額に2分の1を乗じて得た額に9,000円を加えた額

備考

- 1 この表において「単給世帯」、「均等割の額」、「所得割の額」又は「所得税の額」とは、それぞれ別表第1に規定する単給世帯、均等割の額、所得割の額又は所得税の額をいう。
- 2 この表において「出産給付額」とは、妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（助産施設による医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るために補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。）をいう。
- 3 助産の実施を受けた者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であって、別に定める単身世帯、母子世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯等である場合には、当該助産の実施を受けた者に係る徴収額については、徴収しない。
- 4 妊産婦（その属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除く。）が受けることができる出産給付額が40万4千円以上であるときは、当該妊産婦に対しては、助産の実施を行わないものとする。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第27号

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成24年9月規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当（）」を「児童手当等（児童手当及び）」に、「含む」を「いう」に改める。

第3条第1項中「及び児童手当」の次に「等」を加え、「児童手当 認定・認定請求却下 通知書」を「児童手当・特例給付 認定・認定請求却下 通知書」に改める。

第4条第1項中「、児童手当」の次に「等」を加え、「児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書」を「児童手当・特例給付 額改定・額改定請求却下 通知書」に改める。

第5条第1項中「当該事実があると認めたときは」を「その結果を」に、「児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書」を「児童手当・特例給付 額改定・額改定請求却下 通知書」に改め、「し、当該事実がないと認めたときは当該届書を当該一般受給者に返送」を削り、同条第2項中「当該事実があると認めたときは」を「その結果を」に改め、「し、当該事実がないと認めたときは当該届書を当該施設等受給者に返送」を削り、同条第3項中「より児童手当」の次に「等」を加え、「児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書」を「、児童手当・特例給付 額改定・額改定請求却下 通知書」に改める。

第6条第1項中「児童手当 認定・認定請求却下 通知書」を「児童手当・特例給付 認定・認定請求却下 通知書」に、「児童手当支給事由消滅通知書」を「、児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書」に改める。

第7条第1項中「児童手当支給事由消滅通知書」を「児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書」に改め、同条第3項中「、児童手当支給事由消滅通知書」を「、児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書」に改め、同条第4項中「係る児童手当」の次に「等」を加え、「、児童手当支給事由消滅通知書」を「、児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書」に改める。

第8条第1項中「の児童手当」の次に「等」を加え、「未支払児童手当 支給決定・請求却下 通知書」を「未支払 児童手当・特例給付 支給決定・請求却下 通知書」に改める。

第9条第1項及び第2項中「児童手当」の次に「等」を加え、同条第3項中「児童手当に係る寄附受領証明書」を「児童手当・特例給付 に係る寄附受領証明書」に改め、同条第4項中「児童手当」の次に「等」を加える。

第10条第2項、第11条第1項並びに第12条第1項及び第2項中「児童手当」の次に「等」を加える。

第13条中「より児童手当」の次に「等」を加え、「児童手当支払差止通知書」を「児童手当・特例給付 支払差止通知書」に改める。

第14条中「児童手当」の次に「等」を加える。

第1号様式から第12号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当・特例給付 認定・認定請求却下 通知書

年 月 日付で請求のありました 児童手当・特例給付 については、次のとおり 認定・請求を却下 しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項		
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人 (3歳以上小学校修了前) 人 (中学生) 人 計 人	
2 区分	児童手当・特例給付	
3 手当月額	(3歳未満) 円 (3歳以上小学校修了前) 円 (中学生) 円 計 円	
4 支給開始年月	年 月から	
5 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由	()	
備考		

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月

様

甲府市長

印

児童手当 認定・認定請求却下 通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定・請求を却下しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

認 定 に 関 す る 事 項		
1 支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上)	人
	計	人
2 手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	計	円
3 支給開始年月	年	月から
4 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）		
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）		
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。		
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備考		

施設等の名称

施設等の種類

別紙

No.	支給対象 (※)	児童の氏名	生年月日	支給対象とならなかった理由

(※) 支給対象とならなかった児童は、支給対象に「対象外」と印字されています。

第3号様式（第4条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当・特例給付 額改定・額改定請求却下 通知書

児童手当・特例給付 の額については、請求、届出・職権により、次のとおり改定・却下しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人	
	(3歳以上小学校修了前) 人	
	(中学生) 人	
	計	人
2 区分	児童手当・特例給付	
3 改定後の手当月額	(3歳未満) 円	
	(3歳以上小学校修了前) 円	
	(中学生) 円	
	計	円
4 改定年月	年	月から
5 改定（増額・減額）の理由（ ）	額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由（ ）		
備考		

第4号様式（第4条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当額改定・額改定請求却下通知書（施設等受給者用）

児童手当の額については、請求、届出・職権により次のとおり改定・却下しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

認定に関する事項		
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満)	人
	(3歳以上)	人
	計	人
2 改定後の手当月額	(3歳未満)	円
	(3歳以上)	円
	計	円
3 改定年月	年	月から
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）		
5 支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※）		
(※) 4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。		
認定請求却下に関する事項		
却下した理由	()	
備考		
施設等の名称		
施設等の種類		

別紙

No.	支給対象 (※1)	児童の氏名	生年月日	改定（増・減額）理由 支給対象とならなかった児童 の改定の理由（※2）

(※1) 支給対象とならなかった児童は、支給対象に「対象外」と印字されています。

(※2) 支給対象または減額対象となった児童には、改定（増・減額）理由が、支給対象
とならなかった児童には対象とならなかった改定の理由が印字されています。

第5号様式（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書

次のとおり 児童手当・特例給付 の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

1 消滅した日

2 消滅の理由

3 手当区分

第6号様式（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

1 消滅した日

2 消滅の理由

施設等の名称

施設等の種類

第7号様式（第8条関係）

第 年 月 号
号 日

様

甲府市長

印

未支払 児童手当・特例給付 支給決定・請求却下 通知書

年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当・特例給付の支給については、次のとおり 支給することに決定・請求を却下 しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

支 払 の 内 容	手当区分	児童手当・特例給付
	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

未支払児童手当 支給決定・請求却下 通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり 支給することに決定・請求を却下 しましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

児童の氏名	住 所	支払の内容		却下の理由
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		
		支払期間	年 月 分から 年 月 分まで	
		支払金額	円	
		支払年月日	年 月 日	
		支払方法		

施設等の名称

施設等の種類

第9号様式（第9条関係）

整理番号

児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金_____円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、年月日に支払
われた児童手当等のうち、上記の金額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附
額として受領したことを証明します。

年　　月　　日

甲府市長

印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に
保管してください。

- 注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- 注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

保育料徴収通知書

甲府市児童手当事務取扱規則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり 児童手当・特例給付 からの保育料の徴収を決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

1 徴収対象者の住所・氏名

2 対象児童の氏名

3 徴収する保育料

児童手当支払期月	徴収する保育料	備考（変更の場合は変更前）
	円 (月分保育料)	

第11号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

保育料特別徴収通知書

甲府市児童手当事務取扱規則第11条第1項の規定に基づき、次のとおり特別徴収を決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

1 特別徴収対象者の住所・氏名

2 対象児童の氏名

3 特別徴収する保育料

児童手当支払期月	特別徴収する保育料	備考（変更の場合は変更前）
	円 (月分保育料)	

第12号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当・特例給付 支払差止通知書

次のとおり 児童手当・特例給付 の支払を差し止めましたので通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市子ども手当事務取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第28号

甲府市子ども手当事務取扱規則を廃止する規則

甲府市子ども手当事務取扱規則（平成22年5月規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市規則第29号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則（昭和52年9月規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「甲府市重度心身障害者医療費助成金受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第3号様式（その1）又は第3号様式（その2）
- (2) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 第3号様式の2（その1）又は第3号様式の2（その2）

第6条に次の1項を加える。

5 市長は、受給資格者が15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日に、第4条第2号に定める受給者証を同条第1号に定める受給者証に更新するものとする。

第15条を第17条とし、第9条から第14条までを2条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の2条を加える。

（委託）

第9条 条例第7条第3項の規定による保険医療機関等への支払に関する費用の審査及び支払に関する事務は、山梨県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金山梨支部に委託して行うものとする。

（条例第7条第3項の規則で定める場合）

第10条 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 受給者証を提示しないで療養の給付又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた場合
 - (2) 医療保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給の対象となる療養等を受けた場合
 - (3) 山梨県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち次に掲げるもの以外のもの又は山梨県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養等を受けた場合
 - ア 全国歯科医師国民健康保険組合
 - イ 全国土木建築国民健康保険組合
 - ウ 中央建設国民健康保険組合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長において特に必要があると認める場合
- 第3号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式の2（その1）（第4条関係）

(表)

【窓口無料方式】								
㊞	甲府市重度心身障害児医療費助成金受給者証							
公費負担者番号	8	1						
受給者番号								△
被保険者証の記号番号								
保険種別								
保険者番号								
受 給 資 格 者	住 所							
	氏 名						性 別	
	生年月日							
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで							
甲 府 市 長 印								
交付年月日	年 月 日							

(裏)

注 意 事 項

第3号様式の2（その2）（第4条関係）

(表)

甲府市重度心身障害児医療費助成金受給者証		
窓口無料対象外（この証では窓口無料となりません）		
受給者番号		
被保険者証の記号番号		
保険種別		
保険者番号		
受給資格者	住 所	
	氏 名	性 別
	生年月日	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
甲 府 市 長 印		
交付年月日	年 月 日	

(裏)

注 意 事 項

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市規則第 30 号

甲府市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(甲府市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 35 年 1 月規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式の 2、第 1 号様式の 4、第 1 号様式の 6、第 1 号様式の 8、第 1 号様式の 10、第 1 号様式の 12 及び第 1 号様式の 14 中「60 日」を「3か月」に改める。

(甲府市建築基準法施行細則の一部改正)

第 2 条 甲府市建築基準法施行細則（昭和 55 年 3 月規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 号様式その 2 中「60 日」を「3か月」に改め、「できます」の次に「。また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長になります。）として処分の取消しの訴え提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長になります。）として処分の取消しの訴え提起することができます」を加える。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則の一部改正)

第 3 条 障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則（昭和 61 年 3 月規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式（裏）及び第 7 号様式から第 10 号様式までの規定中「60 日」を

「3か月」に、「審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、審査請求の裁決書」を「この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書」に、「処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし」を「上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお」に改める。

(老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「60日」を「3か月」に改め、「できます」の次に「。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長になります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長になります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます」を加える。

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第5号様式の2中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「提起することができます」の次に「。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長になります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます」を加える。

(甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第6条 甲府市身体障害者福祉法施行細則（平成6年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17号様式中「不服の申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」

に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

(甲府市介護保険条例施行規則の一部改正)

第7条 甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第5号様式、第7号様式、第12号様式の5、第19号様式及び第20号様式中「60日以内」を「3か月以内」に改める。

(甲府市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正)

第8条 甲府市法定外公共物管理条例施行規則（平成14年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改め、第9号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「できます」の次に「。また、この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」を加え、第9号様式の4中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

(甲府市児童福祉法施行細則の一部改正)

第9条 甲府市児童福祉法施行細則（平成15年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3号様式、第4号様式、第8号様式、第9号様式、第11号様式、第13号様式、第15号様式、第17号様式から第19号様式まで及び第26号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

(甲府市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第10条 甲府市知的障害者福祉法施行細則（平成15年3月規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12号様式中「不服の申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

(甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業清算金徴収交付規則の一部改正)

第11条 甲府都市計画事業寿宝地区土地区画整理事業清算金徴収交付規則（平成17年3月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13号様式中「60日」を「3か月」に改める。

(甲府市老人福祉法施行細則の一部改正)

第12条 甲府市老人福祉法施行細則（平成18年3月規則第32号）の一部を次のように改正する。

第8号様式、第9号様式及び第11号様式中「60日」を「3か月」に改める。

(甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第13条 甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3号様式から第5号様式の2まで、第8号様式から第11号様式の2まで、第15号様式、第15号様式の3、第17号様式、第20号様式、第23号様式及び第31号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

(甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第31号

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（平成13年5月規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同条第8号中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第16号」に、「同項第16号」を「同項第18号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第 32 号

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市景観条例施行規則（平成 21 年 3 月 規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「という。」の次に「（景観計画に定める甲府駅北口周辺地区景観計画の対象区域（以下「甲府駅北口周辺地区」という。）における商業地域の部分を除く。）」を加え、同条 2 号中「並びに」を「（甲府駅北口周辺地区における商業地域の部分を除く。）並びに甲府駅北口周辺地区（商業地域の部分を除く。）、」に改め、同条第 4 号中「又は山梨学院大学周辺地区」を「、山梨学院大学周辺地区又は甲府駅北口周辺地区（商業地域の部分を除く。）」に改め、同条第 6 号中「武田神社及び山梨大学周辺地区」の次に「及び甲府駅北口周辺地区」を加え、同条 7 号中「武田神社及び山梨大学周辺地区」の次に「又は甲府駅北口周辺地区」を加え、同条 10 号中「山梨学院大学周辺地区」の次に「及び甲府駅北口周辺地区」を加え、同条 11 号中「山梨学院大学周辺地区」の次に「又は甲府駅北口周辺地区」を加える。

第 10 号様式、第 12 号様式、第 16 号様式及び第 18 号様式中「60 日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

甲府市規則第33号

甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに甲府市職員の退職管理に関する条例（平成28年3月条例第9号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）

の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第2条に掲げる法人とする。

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に甲府市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 甲府市議会事務局事務分掌規程（平成8年3月議会規程第1号）に定める事務局長
- (2) 甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教育委員会規則第1号）に定める部長
- (3) 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程（平成17年3月管理規程第3号）に定める部長
- (4) 甲府地区広域行政事務組合派遣部長
- (5) 甲府地域広域行政事務組合消防長
- (6) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合派遣部長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の

組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条に定める法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続

的給付として任命権者が定めるものを受けける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書（第1号様式）を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものを含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項
(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）に定める室長等及び課長

等

- (2) 甲府市議会事務局事務分掌規程に定める室長及び課長
- (3) 甲府市教育委員会事務分掌規則に定める室長、課長、図書館館長及び事務局長
- (4) 甲府市監査委員事務局事務分掌規程（平成8年3月監査委員規程第1号）に定める事務局長
- (5) 甲府市選挙管理委員会事務局事務分掌規程（平成8年3月選挙管理委員会規程第1号）に定める事務局長
- (6) 甲府市農業委員会事務局事務分掌規程（平成8年3月農業委員会規程第1号）に定める事務局長
- (7) 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程に定める室長及び課長
- (8) 甲府市立小中学校管理規則（昭和32年6月教委規則第1号）に定める校長
- (9) 甲府市立甲府商業高等学校管理規則（昭和51年6月教委規則第9号）に定める校長
- (10) 甲府市立甲府商科専門学校管理規則（平成3年1月教委規則第1号）に定める校長
- (11) 甲府地区広域行政事務組合派遣室長
- (12) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合派遣課長

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第6条及び第13条に掲げる職員が就いている職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、任命権者が定める額以下の報酬を得る場合
(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職届出書（第2号様式）により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

3 条例第3条に定める届出は、任命権者からの督促があった場合、直ちに届け出なければならない。

（再就職状況の公表）

第24条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、前条第2項第1号、第3号から第6号まで及び第8号に掲げる事項とし、その公表は、市ホームページへの掲載の方法により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 甲府市立の学校に勤務する県費負担教職員に対する第12条及び第23条第1

項の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは「甲府市教育委員会」と読み替えるものとする。

第1号様式（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）任命権者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏名 印	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日 生 (歳)
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先 TEL (- - -)	FAX (- - -)
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職前5年間(※)の在職状況等	離職日 平成 年 月 日	離職時の職	
	所属・職	在職期間	職務内容
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項【又は第8項】に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた行政機関等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する

該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号）に関する要求又は依頼

該当する

該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		()
所属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス若しくは水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受けける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄

受理番号

処理結果区分

- 承認
- 不承認
- 却下 (承認を必要としない)

承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

平成 年 月 日

第2号様式（第23条関係）

再就職届出書

年　月　日

(あて先) 任命権者

甲府市職員の退職管理に関する条例（平成28年3月条例第9号）第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名	印	生年月日	年　月　日
退職時所属			
退職時職位		退職年月日	年　月　日
退職後の状況 (予定を含む。) 該当する□にレ印	<input type="checkbox"/> ① 外郭団体等への再就職		
	<input type="checkbox"/> ② 民間企業等への再就職		
	<input type="checkbox"/> ③ 本市再任用職員		
	<input type="checkbox"/> ④ 本市嘱託職員		
	<input type="checkbox"/> ⑤ 自営業（業種： ）		
	<input type="checkbox"/> ⑥ その他（業種： ）		
	<input type="checkbox"/> ⑦ 再就職せず（就労なし）		

※上記退職後の状況が①から⑥までの方については、次の項目についてもご記入ください。

再就職先の名称	
再就職先での役職等	
再就職（予定）年月日	
再就職先での業務内容	

※ この届出の内容は、甲府市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、公表されます。

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程（昭和48年4月規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める

ただし、市長直轄組織に係る副市長の決定すべき共通決定事案及び市長室に係る部長の決定すべき共通決定事案は、市長の決定すべき共通決定事案とする。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長直轄組織に係る副市長の決定すべき個別決定事案及び市長室に係る部長の決定すべき個別決定事案は、市長の決定すべき個別決定事案とする。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長直轄組織にあっては、市長が別に定める。

第6条第3項を削る。

第8条第1項の表中「副市長並びに」を「副市長（市長直轄組織は除く。）並びに」に改める。

第9条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2市長室の表中「市長室」を「^{市長直轄組織}_{市長室}」に改め、同表、秘書の表の次に次のように加える。

都市戦略室

都市 戦 略					備 考	
項目	決 定 区 分					
	副 市 長	部 長 等	室 長	課 長		
1 基本戦略に関する事項						
(1) 基本戦略の形成に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易		
2 特命事項に関する事項						
(1) 特命事項に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易		

中核市推進					備 考	
項目	決 定 区 分					
	副 市 長	部 長 等	室 長	課 長		
1 中核市移行に関する事項						
(1) 中核市移行の推進に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易		

別表第2市長室、シティプロモーションの表の次に次のように加える。

危機管理室

危機 管理					備 考	
項目	決 定 区 分					
	副 市 長	部 長 等	室 長	課 長		
1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第11号）に関する事項						
(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易		
2 安全安心街づくりに関する事項						
(1) 安全安心街づくり		○				

りに 関する こと。				
------------	--	--	--	--

防 災	決 定 区 分				備 考
	副 市 長	部 長 等	室 長	課 長	
1 防 災 計 画 等 に 関 す る 事 項					
(1) 地 域 防 災 計 画 に 関 す る こ と。		○			
(2) 防 災 会 議 に 関 す る こ と。		○			
(3) 災 害 対 策 の 総 合 調 整 に 関 す る こ と。		○			
(4) 災 害 対 策 本 部 に 関 す る こ と。		重 要		軽 易	
(5) 地 震 災 害 警 戒 本 部 に 関 す る こ と。		同 上		同 上	
(6) 災 害 情 報 並 び に 被 害 情 報 の 収 集 及 び 伝 達 に 関 す る こ と。				○	
(7) 防 災 施 設 の 整 備 計 画 及 び 防 災 セン タ ー に 関 す る こ と。		重 要	一 般 的	軽 易	
(8) 防 災 物 資 の 備 蓄 に 関 す る こ と。				○	
(9) 水 防 計 画 に 関 す る こ と。		○			
(10) 水 防 協 議 会 に 関 す る こ と。		○			
2 防 災 指 導 等 に 関 す る 事 項					
(1) 防 災 訓 練 に 関 す る こ と。			重 要	軽 易	
(2) 自 主 防 災 組 織 の 指 導 、 育 成 に 関 す				○	

ること。				
(3) 事業所等の地震防災応急計画に関すること。		○		
(4) 非常備消防に関すること。		○		
(5) 消防水利施設に関すること。		○		
3 防災行政用無線に関する事項				
(1) 防災行政用無線の管理運用に関すること。				○
4 火薬類に関する事項				
(1) 火薬類の譲渡、譲受の許可に関すること。				○
(2) 火薬類の消費の許可に関すること。				○

別表第2企画部、企画総室、政策の表中「[政策]」を「[企画]」に改め、同表第1項中「並びに特命事項」を削り、同表第3項中「及び中核市構想」を削り、同表の次に次のように加える。

開府500年 事業計画					備考
項目	決定区分				
	副市長	部長等	室長	課長	
1 開府500年事業に関する事項					
(1) 開府500年事業に関すること。		重要	一般的	軽易	

地域振興					備考
項目	決定区分				
	副市長	部長等	室長	課長	
1 移住定住に関する事項					
(1) 移住定住に関する事項		重要	一般的	軽易	

ること。				
2 まちづくり政策に関する事項				
(1) まちづくり施策に係る企画及び調整に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易
3 中心市街地活性化基本計画に関する事項				
(1) 計画の推進に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易
4 遊休不動産のバンク事業に関する事項				
(1) 遊休不動産のバンク事業に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易
5 南部及び北部中山間地域の振興に関する事項				
(1) 北部山間地域振興協議会に関すること。		重 要	一 般 的	軽 易
(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に関すること。		同 上	同 上	同 上
(3) クリスタルラインの整備促進に関すること。		同 上	同 上	同 上
(4) リゾート計画の推進に関すること。		同 上	同 上	同 上
(5) マウントピア黒平の管理に関すること。		同 上	同 上	同 上
(6) その他南部及び北部中山間地域の振興に関するこ		同 上	同 上	同 上

と。					
6 空き家バンク事業に関する事項					
(1) 空き家バンク事業に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) こうふ暮らし体験に関すること。		同上	同上	同上	
7 過疎地域自立促進計画に関する事項					
(1) 過疎地域自立促進計画に関すること。		重要	一般的	軽易	
8 編入合併地域の振興に関する事項					
(1) 編入合併地域の振興に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2企画部、企画財政室、財政の表の次に次のように加える。

資産活用	項目	決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1 公共施設等マネジメントの推進に関する事項						
(1) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。			重要	一般的	軽易	

別表第2企画部、危機管理室の表及び別表第2企画部、地域政策室の表を削る。

別表第2市民部、市民総室、市民の表第1項第4号中「の交付」を削り、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通知カード及び個人番号カードに関すること。				○	
---------------------------	--	--	--	---	--

別表第2市民部、市民協働室、消費生活センターの表中「消費生活センター」を「消費生活課」に改める。

別表第2市民部、市民協働室、市民対話の表中「市民対話」を「協働推進」に改め、同表第1項第2号中「市民と市長との談話」を「よっちゃばれ放談会」に改め、同表中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 协働の推進に関する事項					
(1) 協働の推進に関すること。		重要	一般	軽易	

別表第2市民部、市民協働室、人権男女参画の表の次に次のように加える。

課税管理室

市民税	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 市民税等に関する事項					
(1) 特別徴収義務者の指定に関すること。				○	
(2) 賦課資料の整備に関すること。				○	
(3) 課税状況等の調査及び報告に関すること。			○		
(4) 市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の申告書の受理に関すること。				○	
(5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関すること。				○	
(6) 諸証明に関すること。				○	
2 固定資産評価審査委員会に関する事項					
(1) 固定資産評価審査委員会に関する				○	

こと。				
-----	--	--	--	--

資産税					備考
	決定区分				
項目	副市長	部長等	室長	課長	
1 固定資産税等に関する事項					
(1) 賦課物件の異動処理に関すること。				○	
(2) 土地家屋及び償却資産の評価額に関すること。				○	
(3) 課税状況等の調査及び報告に関すること。			○		
(4) 納税管理人に関すること。				○	
(5) 償却資産申告書、住宅用地申告書及び特別土地保有税の申告書の受理に関すること。				○	
(6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。				○	
(7) 諸証明に関すること。				○	

収納管理室

収納					備考
	決定区分				
項目	副市長	部長等	室長	課長	
1 納入奨励に関する事項					
(1) 口座振替納税に関すること。				○	
2 収納整理に関する事項					
(1) 徴収金の督促に				○	

関すること。				
(2) 徴収金の収納手続に関すること。			○	
(3) 納税証明に関すること。			○	
(4) 株式会社ゆうちよ銀行が取り扱う公金の収納に關すること。			○	
(5) 収納簿の整理に關すること。			○	
(6) 収入計算書に關すること。	○			

滞納整理	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 徴収猶予、滯納処分及び交付要求に關する事項					
(1) 徴収猶予に關すること。				○	
(2) 滞納処分に關すること。		公売		差押	
(3) 交付要求に關すること。				○	
2 徴収の嘱託及び受託に關する事項					
(1) 徴収の嘱託及び受託に關すること。				○	

別表第2市民部、中道支所、市民の表中「市民」を「中道支所」に改め、同表中第1項を削り、第2項を次のように改める。

1 本庁各課との連絡調整に關する事項				
(1) 本庁各課との連絡調整に關すること。				○

別表第2市民部、上九一色出張所、上九一色出張所の表第1項を削り、第2項を次のように改める。

1 本庁各課との連絡調整に関する事項					
(1) 本庁各課との連絡調整に関すること。				○	

別表第2税務部の表を削る。

別表第2福祉部の表中「福祉部」を「福祉保健部」に改め、同表福祉総室の表中「福祉総室」を「福祉保健総室」に改め、同表総務の表に次のように加える。

7 保健所設置に関する事項					
(1) 保健所設置に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2福祉部、福祉総室、健康衛生の表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表第5項第1号中「乳幼児・」を削り、同項を同表第4項とし、同表中第6項から第14項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2福祉部、子ども家庭支援室の表中「子ども家庭支援室」を削り、同表児童育成及び児童保育の表を削る。

別表第2福祉部、長寿支援室の表の次に次のように加える。

子ども未来部

子ども未来総室

総務	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 福祉・保健情報に関する事項					
(1) 福祉・保健情報に関すること。			○		
2 子ども施策の調査研究に関する事項					
(1) 子ども施策の調査研究に関すること。		重要	一般的	軽易	
3 次世代育成支援行					

動計画に関する事項				
(1) 次世代育成支援行動計画に関すること。			○	

子ども支援 項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 母子及び父子福祉に関する事項					
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による助産及び母子保護の実施に関すること。		○			
(2) 子ども手当、児童扶養手当、助産手当及び児童手当の認定支給に関すること。				○	
(3) 母子世帯児童就学資金の貸付けに関すること。			○		
(4) 母子及び寡婦福祉資金の利子補給に関すること。				○	
(5) 小児及びひとり親家庭の医療費の助成に関すること。				○	
(6) ひとり親家庭相談員（選考進達を除く。）に関すること。				○	
(7) ひとり親家庭相談員研修に関すること。				○	
(8) 母子・父子自立				○	

支援に関すること。				
(9) 父子家庭の福祉に関すること。			○	
2 児童相談、要保護児童の保護等に関する事項				
(1) 児童相談、要保護児童の保護等に関すること。			重要	軽易
3 児童福祉法に規定する子育て支援事業に関する事項				
(1) 児童福祉法に規定する子育て支援事業に関すること。			重要	軽易
4 児童虐待防止に関する事項				
(1) 児童虐待防止に関すること。			○	
5 子育てお助け隊派遣事業に関する事項				
(1) 子育てお助け隊派遣事業に関すること。			○	
6 幼児教育センターに関する事項				
(1) 幼児教育及び子育てに係る相談に関すること。			○	
(2) 幼児教育及び子育てに係る講座・講習会の開催に関すること。			○	
(3) 幼児教育及び子育てに係る情報の収集・提供に関すること。			○	

ること。				
7 青少年の育成補導に関する事項				
(1) 青少年健全育成計画に関すること。		○		
(2) 青少年育成団体の指導に関すること。			○	
(3) 青少年関係機関及び団体との連絡に関すること。			○	
(4) 青少年対策の広報に関すること。			○	
(5) 青少年総合対策本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。			○	
(6) 青少年育成センターの運営に関すること。		○		
(7) チビッコ広場の管理に関すること。			○	
(8) 青少年キャンプ場の運営に関すること。			○	
8 ファミリー・サポート・センターに関する事項				
(1) ファミリー・サポート・センターに関すること。			○	

項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 子ども・子育て支援事業計画に関する					

事 項					
(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。		○			
2 子ども・子育て会議に関する事項					
(1) 子ども・子育て会議の運営に関すること。		重 要		一 般 的	
3 地域子ども・子育て支援事業に関する事項					
(1) 地域子ども・子育て支援事業に関すること。		重 要		一 般 的	
4 公立保育所の管理運営等に関する事項					
(1) 公立保育所の管理運営及び保育に関すること。				○	
(2) 給食材料の購入契約及び検収に関すること。					総務部 契約管 財室契 約課の 決定期 分に準 ずる。
5 教育・保育施設等に関する事項					
(1) 給付費に関すること。				○	
(2) 助成に関すること。		○			
(3) 認可外保育施設に関すること。			重 要	一 般 的	
(4) 確認・指導監督に関すること。			同 上	同 上	
(5) 保育の必要性の		重 要		一 般 的	

認定に関すること。					
(6) 保育料の徴収及び滞納処分に関すること。			重要	一般的	
(7) 認定こども園への移行に関すること。		重要		一般的	
6 児童館に関する事項					
(1) 児童館に関すること。				○	
7 放課後児童クラブに関する事項					
(1) 放課後児童クラブに関すること。				○	
8 私立幼稚園就園奨励に関する事項					
(1) 私立幼稚園就園奨励に関すること。				○	

母子保健	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 保健計画に関する事項					
(1) 保健計画の推進に関すること。			○		
2 母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子保健事業に関する事項					
(1) 妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。				○	
(2) 妊婦及び養育者学級等に関するこ				○	

と。				
(3) 妊婦・乳幼児一般健康診査の受診券の交付に関すること。			○	
(4) 乳幼児健診に関すること。			○	
(5) 養育医療に関すること。			○	
3 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関する事項				
(1) 食育推進計画に関すること。		○		
4 歯科保健事業に関する事項				
(1) 乳幼児歯科健診及び保健指導に関すること。			○	
5 健康づくり及びその推進に関する事項				
(1) 健康づくり及びその推進に関すること。			○	
(2) 食生活改善推進員に関すること。			○	
(3) 調理実習材料の購入契約及び検収に関すること。				総務部 契約管 財室契 約課の 決定区 分に準 ずる。
6 地域保健法（昭和22年法律第101号）による家庭訪問指導に関する事項				

(1) 保健・栄養相談指導に関すること。			○	
7 予防接種及び結核検診に関する事項				
(1) 予防接種に関すること。			○	
8 地域医療支援に関する事項				
(1) 地域医療支援に関すること。		○		

別表第2産業部、産業総室、労政の表中「**労政**」を「**雇用創生**」に改め、同表の前に次の1表を加える。

産業立地	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 産業立地に関する事項					
(1) 企業誘致に関すること。		重要	一般的		
(2) 大規模小売店舗に関すること。		同上	同上		
(3) 产学官等の関係機関との連携に関すること。		同上	同上		

別表第2産業部、産業総室の表の次に次のように加える。

観光商工室

観光	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 観光に関する事項					
(1) 観光客の誘致及び観光案内に関すること。				○	
(2) 郷土観光祭に関すること。			○		
(3) 観光施設の整備管理に関するこ				○	

と。					
(4) 観光地の美化に関すること。				○	
(5) 観光関係団体の連絡調整に関すること。				○	
2 観光の企画開発に関する事項					
(1) 観光事業の計画、振興に関すること。		○			
(2) 観光資源の利用、保全、開発に関すること。			○		

別表第2産業部、産業振興室の表中「産業振興室」を削り、同表商工の表中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同表第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項を同表第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 中小企業等の振興に関する事項					
(1) 中小企業、小規模事業者の振興に関すること。		重要	軽易		
(2) 創業支援に関すること。		同上	同上		

別表第2産業部、産業振興室、観光の表を削る。

別表第2産業部、農林振興室、農政の表第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域農業の甲府ブランド化及び情報発信に関すること。		○			
-------------------------------	--	---	--	--	--

別表第2産業部、農林振興室、農政の表第11項第4号中「農林業まつり」を「農業振興に係るイベント等」に改める。

別表第2産業部、農林振興室、林政の表第4項中「林業に」を「林政に」に改

め、同項に次のように加える。

(7) 「山の日」の事業に関すること。		重 要		一 般 的	
---------------------	--	-----	--	-------	--

別表第2産業部、市場経営室、経営管理の表に次のように加える。

1 3 市場施設の指定管理に関する事項					
(1) 市場施設の指定管理に関すること。		○			
1 4 市場見直し計画に関する事項					
(1) 市場見直し計画の推進に関すること。		○			

別表第2産業部、市場経営室、計画の表を削る。

別表第2市立甲府病院、総合相談センターの表第2項中「・看護支援相談」を削り、同項第2号を削り、同項を同表第4項とし、同表第1項の次に次のように加える。

2 R I 検査問題に関する事項						
(1) R I 検査問題に関すること。		重 要			軽 易	
3 看護支援に関する事項						
(1) 看護相談・支援に関すること。		重 要			軽 易	

(甲府市青少年総合対策本部規程の一部改正)

第2条 甲府市青少年総合対策本部規程（昭和32年7月府達第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「福祉部」を「子ども未来部」に改め、同条第2項中「福祉部長」を「子ども未来部長」に改める。

(甲府市財産価格審議会規程の一部改正)

第3条 甲府市財産価格審議会規程（昭和33年9月規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「税務部税務総室資産税課長」を「市民部課税管理室資産税課長」に改める。

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第4条 甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「定める」の次に「市長直轄組織、」を加える。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

(甲府市事務手順書管理規程の一部改正)

第5条 甲府市事務手順書管理規程（昭和45年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「福祉部編」を「福祉保健部・子ども未来部編」に改める。

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第6条 甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「児童保育課係長」を「子ども保育課係長」に、「市民対話課地域振興係長」を「協働推進課地域コミュニティ係長」に、「消費生活センター交通安全係長」を「消費生活課交通安全係長」に改める。

別表第2中「児童保育課係長」を「子ども保育課係長」に、「市民対話課地域振興係長」を「協働推進課地域コミュニティ係長」に、「消費生活センター交通安全係長」を「消費生活課交通安全係長」に改める。

(甲府市防災行政用無線局管理運用規程の一部改正)

第7条 甲府市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年7月規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「企画部危機管理室長」を「市長直轄組織危機管理室長」に改める。

第5条第3項中「企画部危機管理室防災課長」を「市長直轄組織危機管理室防災課長」に改める。

(甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程の一部改正)

第8条 甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程（平成17年9月規程第8号）

の一部を次のように改正する。

別表中「税務部税務総室長」を「市民部市民総室長 総務部契約管財室契約課長」に改める。

(甲府市情報システム管理規程の一部改正)

第9条 甲府市情報システム管理規程（平成23年10月規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「部、市立甲府病院及び市長室」を「市長直轄組織、部及び市立甲府病院」に改める。

(甲府市職員提案制度規程の一部改正)

第10条 甲府市職員提案制度規程（平成25年10月規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画部企画総室政策課長」を「企画部企画総室企画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第86号

公職選挙法施行令第119条の規定により甲府市選挙管理委員会の承認を得て定める個人演説会の施設の設備の程度を次のとおり定める。

平成28年3月1日

甲府市長 橋口雄一

公営の施設 の名稱	会場 面積 (m ²)	収容 人数 (人)	設備の内容				候補者が納付 する費用の額		無料
			演壇	聴衆席	照明	その他	平日	休日	
千塚市民会館	60	55	1	腰掛	8				
池田市民会館	46	40	1	腰掛	8				
石田悠遊館	160	76	1	腰掛	12				
大国悠遊館	150	50	1	腰掛	20				
里垣悠遊館	128	70	1	腰掛	15				
相川悠遊館	115	50	1	腰掛	15				
湯田悠遊館	119.8	60	1	腰掛	20				
伊勢悠遊館	128	65	1	腰掛	16				
北部悠遊館	135	72	1	腰掛	15				
貢川悠遊館	128	50	1	腰掛	24				
大里悠遊館	128.07	48	1	腰掛	18				
羽黒悠遊館	120.54	60	1	腰掛	16				
朝日悠遊館	97.2	46	1	腰掛	20				
富士川悠遊館	400	100	1	腰掛	20				
玉諸悠遊館	80.35	60	1	腰掛	16				

附則

- この告示は、公布日から施行する。
- 平成15年10月10日告示第335号はこれを廃止する。

甲府市告示第87号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成28年3月2日

甲府市長 橋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第88号

農地中間管理事業の推進に係る法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

平成28年3月2日

甲府市長 橋 口 雄 一

区域の範囲	北部山付東部果樹地域	南部平坦地域
協議の結果を取りまとめた年月日	平成28年1月29日	平成28年1月29日
今後の地域の中心となる経営体の状況	経営体数 法人 2 経営体 個人 43 経営体 集落営農 0 経営体	経営体数 法人 1 経営体 個人 37 経営体 集落営農 0 経営体
担い手が十分いるか	担い手は十分ではない	担い手は十分ではない
農地中間管理機構の活用方針	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。
地域農業の将来のあり方	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。 甲府ブランド認証制度を積極的に活用するとともに、優れた農林産物の生産拡大に努め、他産地との差別化を図り、有利販売につなげる。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。 甲府ブランド認証制度を積極的に活用するとともに、優れた農林産物の生産拡大に努め、他産地との差別化を図り、有利販売につなげる。

区域の範囲	中道上九一色地域	七覚地域
協議の結果を取りまとめた年月日	平成28年1月29日	平成28年1月29日
今後の地域の中心となる経営体の状況	経営体数 法人 2 経営体 個人 3 2 経営体 集落営農 0 経営体	経営体数 法人 2 経営体 個人 3 経営体 集落営農 1 経営体
担い手が十分いるか	担い手は十分ではない	担い手は十分ではない
農地中間管理機構の活用方針	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。
地域農業の将来のあり方	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。 甲府ブランド認証制度を積極的に活用するとともに、優れた農林産物の生産拡大に努め、他産地との差別化を図り、有利販売につなげる。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、集落営農組織等中心経営体への農地の集積・集約化を図る。 甲府ブランド認証制度を積極的に活用するとともに、優れた農林産物の生産拡大に努め、他産地との差別化を図り、有利販売につなげる。

甲府市告示第89号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年3月2日

甲府市長 橋口 雄一

1 書類名	甲府市国民健康保険料納入通知書
2 発送日	平成28年2月1日
3 項 目	平成27年度国民健康保険料8～9期分
4 納期限	平成28年2月29日 (納期限を平成28年3月31日に再指定) 平成28年3月31日
5 納付場所	甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関 ゆうちょ銀行・郵便局 甲府市税務部収納管理室収納課 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 窓口センター 甲府市指定コンビニエンスストア
6 納付義務者	別紙のとおり

甲府市告示第90号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月3日

甲府市長 橋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
山梨県立図書館西側駐輪場南道路
甲府駅北口信号北東
クイックカット前
丸政そば前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成28年2月25日（木）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活センター
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市告示第91号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月3日

甲府市長 橋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
吉野家東・吉野家裏
平和通りファミリーマート付近
平和通りファミリーマート前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成28年2月29日（月）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活センター
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字深田610番1及び610番8
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市酒折一丁目15番20号
貴家榮司

甲府市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字深田610番6及び610番9
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市音羽町3番37号
石 原 優 栄

甲府市告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月4日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字深田610番7及び610番10
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市酒折一丁目15番20号
貴家栄一

甲府市告示第95号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年3月4日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 平成27年度固定資産税（土地家屋）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第96号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年3月4日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 平成27年度固定資産税（償却資産）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第97号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月7日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 税発第3431号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第98号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

甲府市長 橋口 雄一

1 事業名	都市計画道路事業新環状・緑が丘アクセス線
2 道路の種類	県道
3 路線名	一般県道天神平甲府線
4 道路の地名地番	甲府市緑が丘一丁目264番1から 甲府市緑が丘二丁目2128番まで
5 延長	633.0m
6 幅員	18.5m
7 添付書類	道路の区域決定を行った告示の写し（山梨県公報） 事業工程表
8 添付図書	位置図、平面図、標準横断図、公図

甲府市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年3月21日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日

甲府市長 橋 口 雄 一

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の年月日
市道	高室町中線	甲府市高室町字金山 721番1地先から 甲府市高室町字金山 721番1地先まで	35.5	平成28年 3月8日

甲府市告示第100号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月8日

甲府市長 橋口雄一

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 交付要求通知書 | 税発第3608号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第101号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月8日

甲府市長 橋口雄一

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 交付要求通知書 | 税発第3627号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第102号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月10日

甲府市長 橋口雄一

- 1 縦 覧 期 間 平成28年4月1日から平成28年5月2日まで
(ただし、土・日曜日、祝日は除く。)
- 2 縦 覧 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦 覧 場 所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

甲府市告示第103号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成28年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成28年3月10日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第10号）
- 2 平成27年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 3 平成27年度甲府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成27年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成27年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 平成27年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 平成27年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 平成27年度甲府市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成28年3月10日 原案可決

甲府市告示第104号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月11日

甲府市長 橋口雄一

1 書類名	充当通知書
2 発送日	平成28年2月25日
3 返戻日	平成28年3月7日
4 通知者	(省略)
5 保管場所	甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市市民部市民総室国民健康保険課

甲府市告示第105号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月11日

甲府市長 橋口雄一

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 交付要求通知書 | 税発第3701号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月15日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市貢川二丁目1121番、1128番1、1128番4及び
1128番5

以上4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市富竹新田466番地1

中澤睦夫

甲府市告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月18日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字村東2258番1及び2258番2
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下鍛冶屋町963番地
戸 井 武 文

甲府市告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月18日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市池田二丁目152番1、152番6及び155番
以上3筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都立川市柏町三丁目8番地の1
中野 献一

甲府市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月18日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市中小河原町字外河原1603番3、1604番3、1604番4
及び1605番
以上4筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都東大和市蕨敷二丁目510番地の71
福 原 麗 子

甲府市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年3月31日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

甲府市長 樋 口 雄 一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の年月日
市道	穴口和田峠線	甲府市上帶那町字高山913番1地先から 甲府市上帶那町字高山963番1地先まで	179.7	平成28年3月18日

甲府市告示第111号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成28年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成28年3月22日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 平成28年度 | 甲府市一般会計予算 |
| 2 平成28年度 | 甲府市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 3 平成28年度 | 甲府市交通災害共済事業特別会計予算 |
| 4 平成28年度 | 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 5 平成28年度 | 甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計予算 |
| 6 平成28年度 | 甲府市介護保険事業特別会計予算 |
| 7 平成28年度 | 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計予算 |
| 8 平成28年度 | 甲府市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 9 平成28年度 | 甲府市簡易水道等事業特別会計予算 |
| 10 平成28年度 | 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 11 平成28年度 | 甲府市浄化槽事業特別会計予算 |
| 12 平成28年度 | 甲府市地方卸売市場事業会計予算 |
| 13 平成28年度 | 甲府市病院事業会計予算 |
| 14 平成28年度 | 甲府市下水道事業会計予算 |
| 15 平成28年度 | 甲府市水道事業会計予算 |

平成28年3月22日 原案可決

甲府市告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月22日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字榎面740番1、740番5、747番1、749番1、
749番6、749番8、751番4、751番5、760番1、
760番4、760番6、760番8、763番3、763番6、
765番1、765番2、768番1、769番1、769番3、
769番4、772番1、776番、777番、778番及び779番1
以上25筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目14番4号

大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤 田 勝 幸

甲府市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月23日

甲府市長 橋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市塙原町字堀川西888番1及び888番2
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市御坂町蓄麦塙774番地3
済藤大資

甲府市告示第114号

次の国民健康保険料にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年3月23日

甲府市長 橋口雄一

1 書類名	平成26年度国民健康保険料第9期分督促状 平成27年度国民健康保険料第1期分督促状 平成27年度国民健康保険料過年4期分督促状 平成27年度国民健康保険料第2期分督促状 平成27年度国民健康保険料第3期分督促状 平成27年度国民健康保険料第4期分督促状 平成27年度国民健康保険料第5期分督促状
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり
3 保管場所	甲府市税務部収納管理室収納課

甲府市告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成28年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定年月日	指定した事 業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
特定非営利活動 法人 かんむら 甲府市上町 871番地1	かんむら 甲府市上町 871番地1	平成28年 4月1日	指定計画相 談支援	特定 なし	1930101785

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定年月日	指定した事 業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
特定非営利活動 法人 かんむら 甲府市上町 871番地1	かんむら 甲府市上町 871番地1	平成28年 4月1日	指定障害児 相談支援	特定 なし	1970101794

甲府市告示第116号

次の介護保険料にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成28年3月24日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成27年度介護保険料第4期分督促状
平成27年度介護保険料第5期分督促状
平成27年度介護保険料第6期分督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第117号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成28年3月25日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1 書類名 | 国民健康保険被保険者証 |
| 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 | 別紙のとおり |

甲府市告示第118号

次の市税にかかる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月28日

甲府市長 橋口雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 担保権設定等財産の差押通知書 税発第3182号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第119号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成28年3月29日

甲府市長 橋 口 雄 一

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 書類名 | 介護保険被保険者証 |
| 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 | 別紙のとおり |

甲府市告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月29日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市金竹町351番1及び351番4から351番8まで
以上6筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目4番1号
株式会社エスティケイ
代表取締役 輿 水 修

甲府市告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月29日

甲府市長 橋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下鍛冶屋町字整理地503番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市古上条町787番地の1
株式会社山田土建
代表取締役 山田 一郎

甲府市告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の25第4項、障害者総合支援法施行規則第34条の60第3項、児童福祉法第24条の32第2項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7第3項の規定に基づき事業を廃止したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により公示する。

平成28年3月30日

甲府市長 橋口雄一

1 廃止する指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止をする事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 清長会 甲府市下帯那町 3215番地1	短期入所事業所 千代田壮 甲府市下帯那町 3215番地1	平成28年 3月31日	指定計画相談支援	特定なし	1930101223

2 廃止する指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止をする事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 清長会 甲府市下帯那町 3215番地1	短期入所事業所 千代田壮 甲府市下帯那町 3215番地1	平成28年 3月31日	指定障害児相談支援	特定なし	1970101216

甲府市告示第123号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年3月30日

甲府市長 橋口雄一

1 書類名	充当通知書
2 発送日	平成28年2月10日
3 返戻日	平成28年2月14日
4 通知者	(省略)
5 保管場所	甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市市民部市民総室国民健康保険課

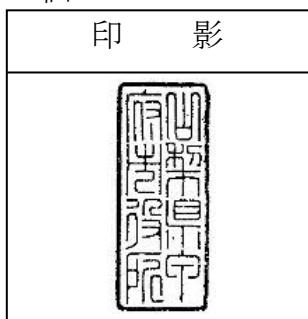
次の公印を廃止したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口雄一

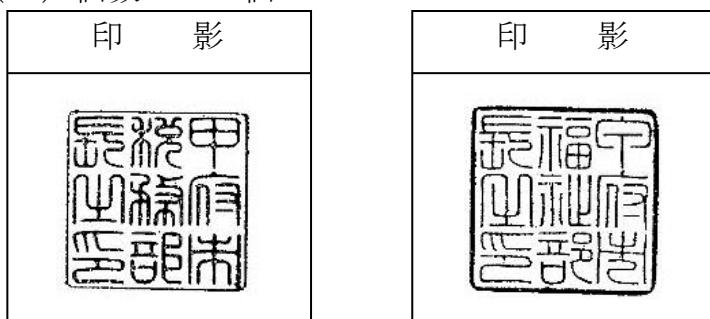
1 廃止した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 市役所印
- (3) ひな形 6の2
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 縦30mm 横12mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもつてする文書の契印
- (8) 個数 1個



2 廃止した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもつてする文書
- (8) 個数 2個

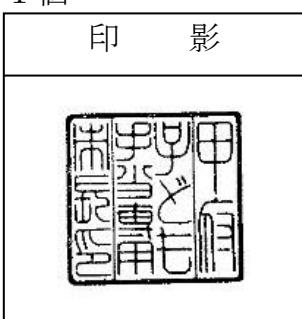


(税務部)

(福祉部)

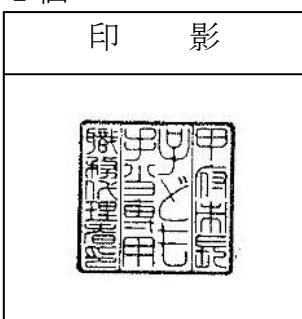
3 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
(2) 名称 子ども手当専用市長印
(3) ひな形 31の3
(4) 書体 てん書
(5) 寸法 方21mm
(6) 印材 木
(7) 用途 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく子ども手当に関する文書
(8) 個数 1個



4 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
(2) 名称 子ども手当専用市長職務代理者印
(3) ひな形 40の3
(4) 書体 てん書
(5) 寸法 方21mm
(6) 印材 木
(7) 用途 市長職務代理者のとき、市長印に準じて用いる。
(8) 個数 1個



5 公印の廃止日 平成28年3月31日

甲府市告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市古府中町字躑躅崎3294番1及び3298番
以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古府中町1345番地
田 口 和 彦
田 口 ひろみ

甲府市告示第126号

甲府市消費生活センターを設置したので、甲府市消費生活センターの組織及び運営に関する条例（平成28年3月条例第11号）第2条の規定により、甲府市消費生活センターの名称、位置等について公示する。なお、平成21年9月14日付け甲府市告示第247号は廃止する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

1	名 称	甲府市消費生活センター
2	住 所	甲府市丸の内一丁目18番1号
3	開設日時	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前9時から午後4時 水曜日 午前9時から午後6時 (ただし、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)
4	施 行 日	平成28年4月1日

甲府市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の年月日
市道	下帯那3号線	甲府市下帯那町字沢の神271番1地先から 甲府市下帯那町字沢の神284番1地先まで	92.0	平成28年3月31日

甲府市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口 雄一

甲府市告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1632
- 3 路線名 山城小学校東線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市上今井町字宮北2504番地先から 甲府市上今井町字宮北2511番地先まで	7. 6～ 16. 9	69. 5	

甲府市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の年月日
市道	旧県道 千塚3号線	甲府市千塚四丁目 3186番1地先から 甲府市千塚四丁目 3187番1地先まで	13.2	平成28年 4月1日
市道	山城小学校 東線	甲府市上今井町字宮北 2504番地先から 甲府市上今井町字宮北 2511番地先まで	69.5	平成28年 4月1日

甲府市告示第132号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋口 雄一

1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所

甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場

2 撤去し、保管した自転車の型式等

別紙のとおり

3 保管した日

平成28年3月17日（木）

4 返還の申出場所

市民部市民協働室消費生活センター
交通安全係 Tel 055-237-5303

5 保管場所

甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場

6 返還時に持参する物

住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

甲府市告示第133号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

平成28年3月31日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第11号）

教育委員会

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀数人

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成16年3月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉部長」を「子ども未来部長」に改める。

第3条中「中道支所市民課」を「中道支所」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀数人

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習文化課	生涯学習係、芸術係、文化財係
	冬季国体課	競技式典係、宿泊輸送係
	スポーツ課	スポーツ係

第9条中「生涯学習課」を「生涯学習文化課」に改める。

別表生涯学習室、生涯学習文化課の項の次に次のように加える。

冬季国体課	(1) 国民体育大会冬季国体に関すること。
	(2) 国民体育大会関東ブロック大会に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀数人

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5ア高等学校教育職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。

ア 高等学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇 格の場合	特2級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1

1 2	1	1	1	1	1
1 3	1	1	1	1	1
1 4	1	1	1	1	1
1 5	1	1	1	1	1
1 6	1	1	1	1	1
1 7	1	1	1	1	1
1 8	1	1	1	1	1
1 9	1	1	1	1	1
2 0	1	1	1	1	1
2 1	1	1	1	1	1
2 2	2	1	1	1	1
2 3	3	1	1	1	1
2 4	4	1	1	1	1
2 5	5	1	1	1	1
2 6	6	2	1	2	1
2 7	7	3	1	3	1
2 8	8	4	1	4	1
2 9	9	5	1	5	1
3 0	1 0	6	1	6	1
3 1	1 1	7	1	7	1
3 2	1 2	8	1	8	1
3 3	1 3	9	1	9	1
3 4	1 4	1 0	1	1 0	1
3 5	1 5	1 1	1	1 1	1
3 6	1 6	1 2	1	1 2	1
3 7	1 7	1 3	1	1 3	1
3 8	1 8	1 4	1	1 4	1
3 9	1 9	1 5	1	1 5	1
4 0	2 0	1 6	1	1 6	1
4 1	2 1	1 7	1	1 7	1

4 2	2 2	1 8	1	1 8	2
4 3	2 3	1 9	1	1 9	3
4 4	2 4	2 0	1	2 0	4
4 5	2 5	2 1	1	2 1	5
4 6	2 6	2 2	1	2 2	6
4 7	2 7	2 3	1	2 3	7
4 8	2 8	2 4	1	2 4	8
4 9	2 9	2 5	1	2 5	9
5 0	2 9	2 6	1	2 6	1 0
5 1	3 0	2 7	1	2 7	1 1
5 2	3 0	2 8	1	2 8	1 2
5 3	3 1	2 9	1	2 9	1 3
5 4	3 1	3 0	2	3 0	1 4
5 5	3 2	3 1	3	3 1	1 5
5 6	3 2	3 2	4	3 2	1 6
5 7	3 3	3 3	5	3 3	1 7
5 8	3 3	3 4	6	3 4	1 8
5 9	3 4	3 5	7	3 5	1 9
6 0	3 4	3 6	8	3 6	2 0
6 1	3 5	3 7	9	3 7	2 1
6 2	3 5	3 8	1 0	3 8	2 2
6 3	3 6	3 9	1 1	3 9	2 3
6 4	3 6	4 0	1 2	4 0	2 4
6 5	3 7	4 1	1 3	4 1	2 5
6 6	3 7	4 2	1 4	4 2	2 5
6 7	3 8	4 3	1 5	4 3	2 6
6 8	3 8	4 4	1 6	4 4	2 6
6 9	3 9	4 5	1 7	4 5	2 7
7 0	3 9	4 6	1 8	4 6	2 7
7 1	4 0	4 7	1 9	4 7	2 8

7 2	4 0	4 8	2 0	4 8	2 8
7 3	4 1	4 9	2 1	4 9	2 9
7 4	4 2	5 0	2 2	5 0	2 9
7 5	4 3	5 1	2 3	5 1	3 0
7 6	4 4	5 2	2 4	5 2	3 0
7 7	4 5	5 3	2 5	5 3	3 1
7 8	4 5	5 4	2 6	5 4	
7 9	4 6	5 5	2 7	5 5	
8 0	4 6	5 6	2 8	5 6	
8 1	4 7	5 7	2 9	5 7	
8 2	4 7	5 8	3 0	5 8	
8 3	4 8	5 9	3 1	5 9	
8 4	4 8	6 0	3 2	6 0	
8 5	4 9	6 1	3 3	6 1	
8 6	4 9	6 2	3 4	6 1	
8 7	5 0	6 3	3 5	6 2	
8 8	5 0	6 4	3 6	6 2	
8 9	5 1	6 5	3 7	6 3	
9 0	5 1	6 6	3 8	6 3	
9 1	5 2	6 7	3 9	6 4	
9 2	5 2	6 8	4 0	6 4	
9 3	5 3	6 9	4 1	6 5	
9 4	5 3	7 0	4 2	6 6	
9 5	5 4	7 1	4 3	6 7	
9 6	5 4	7 2	4 4	6 8	
9 7	5 5	7 3	4 5	6 9	
9 8	5 5	7 4	4 6	6 9	
9 9	5 6	7 5	4 7	6 9	
1 0 0	5 6	7 6	4 8	7 0	
1 0 1	5 7	7 7	4 9	7 0	

1 0 2	5 7	7 8	4 9	7 0	
1 0 3	5 7	7 9	5 0	7 1	
1 0 4	5 8	8 0	5 0	7 1	
1 0 5	5 8	8 1	5 1	7 1	
1 0 6	5 8	8 1	5 1	7 2	
1 0 7	5 9	8 2	5 2	7 2	
1 0 8	5 9	8 2	5 2	7 2	
1 0 9	5 9	8 3	5 3	7 3	
1 1 0	6 0	8 3	5 3		
1 1 1	6 0	8 4	5 4		
1 1 2	6 0	8 4	5 4		
1 1 3	6 1	8 5	5 5		
1 1 4	6 1	8 5	5 5		
1 1 5	6 1	8 6	5 6		
1 1 6	6 1	8 6	5 6		
1 1 7	6 1	8 7	5 7		
1 1 8	6 2	8 7	5 7		
1 1 9	6 2	8 8	5 7		
1 2 0	6 2	8 8	5 7		
1 2 1	6 2	8 9	5 7		
1 2 2	6 2	8 9	5 7		
1 2 3	6 3	8 9	5 7		
1 2 4	6 3	8 9	5 8		
1 2 5	6 3	8 9	5 8		
1 2 6	6 3	9 0	5 8		
1 2 7	6 3	9 0	5 8		
1 2 8	6 4	9 0	5 8		
1 2 9	6 4	9 0	5 8		
1 3 0	6 4	9 0	5 8		
1 3 1	6 4	9 1	5 9		

1 3 2	6 4	9 1	5 9		
1 3 3	6 5	9 1	5 9		
1 3 4	6 5	9 1	5 9		
1 3 5	6 5	9 1	5 9		
1 3 6	6 5	9 2	5 9		
1 3 7	6 5	9 2	5 9		
1 3 8	6 5	9 2	5 9		
1 3 9	6 6	9 2	5 9		
1 4 0	6 6	9 2	5 9		
1 4 1	6 6	9 3	5 9		
1 4 2	6 6	9 3	5 9		
1 4 3	6 6	9 4	6 0		
1 4 4	6 6	9 4	6 0		
1 4 5	6 7	9 5	6 0		
1 4 6	6 7				
1 4 7	6 7				
1 4 8	6 7				
1 4 9	6 7				
1 5 0	6 7				
1 5 1	6 8				
1 5 2	6 8				
1 5 3	6 9				

第2条 甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第2項中「経歴」を「経験」に、「経験年数換算表（別表第3）」を「甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）別表第3 経験年数換算表」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同表中「他の職員との均衡を著しく失する場合は、50／100以

下」とあるのは、「教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50／100以下」と読み替えるものとする。

第6条の見出しを「(新たに職員となった者の職務の級)」に改める。

第8条第3項中「2年」を「1年」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2の1高等学校教育職給料表級別資格基準表を次のように改める。

1 高等学校教育職給料表

級別資格基準表

職種	学歴免許	職務の級		
		1級	2級	特2級
校長	大学卒			
		0	0	
	短大卒			
		0	0	
副校長及び教頭	大学卒			
		0	0	
	短大卒	2		
		2	0	
主幹教諭	大学卒			
		0	7	
	短大卒			
		0	10	
教諭及び養護教諭	大学卒			
		0		
	短大卒	1.5		
		0	1.5	
助教諭、養護助教諭、講師	大学卒		県の基準による	
		0		
	短大卒		県の基準による	

	0	よる	
高校卒		県の基準に よる	

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第4初任給基準表ア高等学校教育職給料表及びイ商科専門学校教育職給料表中「修士課程修了」を「修士課程修了 専門職学位課程修了」に改める。

専門職学位課程修了」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、新規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀数人

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「福祉部長」と、第1号様式、第3号様式及び第4号様式中「甲府市教育委員会」とあるのは「甲府市福祉部長」と、第5号様式及び第6号様式中「甲府市教育委員会

とあるのは「甲府市福祉部長」と、第8号様式中「甲府市教育長」とあるのは「甲府市福祉部長」を「子ども未来部長」に改める。

第1号様式中「甲府市福祉部長」を「甲府市子ども未来部長」に改める。

第3号様式中「甲府市教育委員会」を「甲府市子ども未来部長」に改める。

第4号様式中「甲府市福祉部長」を「甲府市子ども未来部長」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「甲府市教育委員会」を「甲府市子ども未来部長」
教育長に改める。

第8号様式中「甲府市福祉部長」を「甲府市子ども未来部長」に改める。

第1号様式（第3条関係）

年　　月　　日

(あて先) 甲府市子ども未来部長

住　　所

学校法人名

幼稚園名

幼稚園長

又は設置者名

印

年度幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を、次のとおり交付されるよう甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額

円

第3号様式(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日

保護者氏名

印

※保護者は太枠内を記入する。

在園児	(フリガナ)	(生年月日)	年	月	日
	(氏名) 男・女	(在園幼稚園名)			
保護者	(現住所)	年 1月 1日時点の住所 (※該当する番号に丸印)			
	(電話)	1. 甲府市内	2. 甲府市外		

園児の属する世帯の状況 (年 月 現在)				甲府市 記入欄			
氏名	生年月日	続柄	職業(園名 又は学校名)	年齢・ 学年等	扶養 者	市町村民税課税額	
						均等割額	所得割額
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
	年 月 日					円	円
備考:「園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者を記入する。				世帯合計		円	円

(同意書) 就園奨励費算定期務処理に際し、園児と生計を共にする者の市民税課税額等の調査・確認を甲府市子ども未来部長が行うことについて承諾いたします。

保護者(納税者)を代表する方の氏名

印

(あて先) 甲府市子ども未来部長 上記の者は当幼稚園の在園児であり、保育料等を園の規則どおりに支払っていることを証明します。					
入園日	年 月 日			年	月 日
入園料	保育料月額	保育料年間予定額	幼稚園長又は設置者 印		
円	円	円			

甲府市 記入欄 (この欄には記入しないでください。)						
入園日		退園日		減免月数		入園料
転入日		転出日		開始月		保育料
誕生日				終了月		減免上限額

第4号様式（第3条関係）

年　月　日

(あて先) 甲府市子ども未来部長

住　　所

学校法人名

幼稚園名

幼稚園長

又は設置者名

(印)

年度幼稚園就園奨励費補助金交付変更申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を、次のとおり交付されるよう甲府市
私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条第2項の規定に基づき、関係書類を
添えて申請します。

補助金交付変更申請額

円

第5号様式（第4条関係）

第　一　号
年　月　日

様

甲府市

子ども未来部長

印

年度幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年　月　日付けて申請のあった　　年度幼稚園就園奨励費補助金に
については、甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第4条の規定に基づき、次
のとおり交付します。

記

補助金額　　円

第6号様式（第4条関係）

第　一　号
年　月　日

様

甲府市
子ども未来部長

印

年度幼稚園就園奨励費補助金交付変更決定書

年　　月　　日付で変更申請のあった　　年度私立幼稚園就園奨励費
補助金については、甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第4条第2項の規
定に基づき、次のとおり交付します。

記

補助金額　　円

第8号様式(第6条関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

(あて先)甲府市子ども未来部長

住所
学校法人名
幼稚園名
幼稚園長又は
設置者名

㊭

年度幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

区分			(a) 補 助 金 額		(b) 減 免 額		(a)-(b) 不 要 額 金額
			人数	金額	人数	金額	
生活保護世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税非課税世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税所得割非課税世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
上記区分以外の世帯	従来条件	第2子					
		第3子以降					
	新条件	第2子					
		第3子以降					
小計	従来条件	第1子					
		第2子					
		第3子以降					
	新	第2子					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀数人

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2生涯学習文化の表の次に次のように加える。

冬季国体	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
1 国民体育大会冬季国体に関する事項	(1) 国民体育大会冬季国体に關すること。				
2 国民体育大会に関する事項	(1) 国民体育大会関東ブロック大会に關すること。	重要	一般的	軽易	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第14号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀数人

1 委託する相手方

所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり

2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 委託する事務

学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会規程第1号

甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成28年3月22日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する規程を廃止する規程

甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する規程（平成26年6月29日選管規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1／50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1／3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1／6の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1／50の数	3, 104人
2	1／3の数	51, 727人
3	1／6の数	25, 864人
4	選挙人名簿登録者数	155, 180人

甲府市選挙管理委員会告示第4号

甲府市選挙管理委員会規程第2条の規定により委員長を次のとおり決定した。

平成28年3月23日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

委員長就任年月日	住 所	氏 名
平成28年3月23日	甲府市伊勢三丁目15番1号	志村文武

【任期：平成28年3月23日～平成32年3月22日まで】

公平委員会

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

甲府市公平委員会
委員長 望月政男

甲府市公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和43年5月公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立て人と」を削る。

第4条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第2節 不服申立て」を「第2節 審査請求」に改める。

第5条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「届けでなければ」を「届け出なければ」に改める。

第6条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」

に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条の2第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規定（「届けでなければ」を「届け出なければ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

甲府市公平委員会

委員長 望月政男

甲府市公平委員会規則第2号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年3月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

甲府市公平委員会
委員長 望月政男

甲府市公平委員会規則第 3 号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年 9 月公平委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「秘書係長」の次に「、都市戦略係長、中核市推進
係長」を加え、「政策係長、開府 500 年事業係長」を「企画係長」に改め、「、
総合計画課計画係長、交通政策係長」を削り、「計画調整係長」の次に「、リニア
政策課計画係長、対策係長、交通政策係長」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会

農委規程第1号

甲府市農地台帳点検等実施規程を次のように定める。

平成28年3月22日

甲府市農業委員会
会長 西名武洋

甲府市農地台帳点検等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、甲府市農業委員会（以下「委員会」という。）が整備する農地台帳の適時かつ適切な情報の更新を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に定めるもののほか、その記録内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）並びに記載内容の公表に関する事項を定め、もって委員会業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(点検等の対象となる事項)

第2条 農地台帳の点検等は、農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について（平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知）1の（1）及び（2）に示された記録事項について、委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施等)

第3条 委員会は、毎年、11月から1月までの間に、農地台帳の点検等を実施するものとする。

- 2 前項の点検等は、農地台帳調査推進協力員の調査の際に、全農家を対象として、農地台帳の筆別情報及び世帯情報を確認することにより実施する。
- 3 農地台帳の記録事項のうち、農地台帳調査推進協力員の調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。
- 4 農地台帳の記録のうち、農地法第30条に基づく農地の利用状況調査、同法第32条及び第33条に基づく利用意向調査並びに遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき、整理するものとする。

(随時補正の実施)

第4条 前条の点検等のほか、委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通

じ、農地台帳の記録内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを補正するものとする。

(点検等の実施管理)

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、委員会の事務局長を充てるものとする。

(記載内容の公表)

第6条 農地台帳及び農地に関する地図の公表は、農地法第52条の3に基づき、インターネットによる公表及び委員会による窓口での公表により実施するものとする。

(インターネットによる公表)

第7条 インターネットによる農地台帳及び農地に関する地図の公表は、農地情報公開システムにより実施する。

2 委員会は、全国農業会議所により定められた方法により、インターネットで公表する農地台帳の記録内容を全国農業会議所に提供するものとする。

(窓口での公表等)

第8条 窓口での農地台帳及び農地に関する地図の公表は、これらの情報の閲覧又は提供を希望する者（以下「請求者」という。）からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した閲覧用農地台帳及び農地台帳記録事項要約書の閲覧又は交付により実施する。

(請求情報の提供)

第9条 請求者は、農地台帳及び農地に関する地図の情報の閲覧又は提供を請求するときは、委員会に対し次に掲げる事項を内容とする情報（以下「請求情報」という。）を提供しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 請求する農地の所在及び地番
- (3) 請求者の連絡先
- (4) 農地台帳情報の使用目的
- (5) 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

(請求の方法等)

第10条 請求者は、第1号様式により請求情報を記載した請求書を委員会に提出しなければならない。

(閲覧用農地台帳の作成)

第11条 閲覧用農地台帳は、第2号様式により作成するものとする。

(農地台帳記録事項要約書の作成)

第12条 農地台帳記録事項要約書は、第3号様式により作成するものとする。

(閲覧の方法)

第13条 農地台帳の閲覧は、委員会の職員の立会いのもとに実施するものとする。
(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第14条 委員会は、農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の規定による提供の方法等については、委員会と機構が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成28年3月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成28年3月24日

甲府市農業委員会会長 西名武洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成28年4月告示分農用地利用集積計画について
- 3 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 4 特定農地貸付（市民農園）承認について
- 5 平成28年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 6 平成28年度甲府市農業委員会年間事業計画について
- 7 平成28年度農業臨時雇い賃金等標準額について
- 8 甲府市改正農業委員会制度検討委員会の設置について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局文書取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

甲府市上下水道局文書取扱規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局文書取扱規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局文書取扱規程(平成19年4月管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第39条第1号ケ中「訴訟及び異議申立」を「審査請求及び訴訟」に改める。

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1庶務に関する事項の表第7号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第3条 甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成19年4月管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第5号様式、第7号様式、第9号様式、第11号様式及び第15号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立」及び「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「係る裁決」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

甲府市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する同法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。次条において同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の配偶者同行休業に関する取扱いについては、すべて甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年3月条例第10号）及び同条例施行規則（平成28年3月規則第8号）を準用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市上下水道企業職員給与規程及び甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

甲府市上下水道企業職員給与規程及び甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第3条第5項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第6項中「同項」を「同項前段」に、「特に良好である」を「特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

(甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程（昭和58年3月管理規程第5号）
の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(級別基準職務)」に改め、同条中「名称」を「内容」に、「級別職務表」を「級別基準職務表」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 主事の職務 2 技師の職務
2級	主任の職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
4級	係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	1 課長及び担当課長の職務 2 参事の職務 3 主幹の職務
7級	室長の職務
8級	部長の職務

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程別表の規定の適用については、当分の間、同表4級の項中「係長の職務」とあるのは「係長の職務又は副主査の職務」と、同表5級の項中「課長補佐の職務」とあるのは「課長補佐の職務又は主任主査の職務」と、同表6級の項中「主幹の職務」とあるのは「主幹の職務又は副主幹の職務」とする。
- 3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局管理規程第7号

甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程等の一部を改正する規程 (甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程(昭和54年10月管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第4条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること(臨時の任用を除く。)をいう。

(2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

(3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

第11条第2項中「甲府市上下水道事業管理者」の次に「(以下「管理者」という。)」を加える。

第16条の見出しを「(主任への昇任等の方法)」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第17条の見出しを「(係長への昇任の方法)」に改め、同条第1項中「(次項の規定により主任から昇格した者を含む。)」を削り、同条中第2項及び第3項を削る。

第18条の3の見出しを「(課長補佐への昇任の方法)」に改め、同条第1項

中「（第3項の規定により係長から昇格した職員を含む。）」を削り、「所属長」を「部長」に、「職員」を「者」に改め、同条中第3項及び第4項を削る。

第20条及び第20条の2を次のように改める。

（課長等への昇任等の方法）

第20条 課長への昇任は、定数に欠員がある場合において、課長補佐で別に定める課長昇任資格試験総合結果一覧表に登載された者の中から選考により行う。

2 主幹への任命は、課長補佐の中から別に定める基準に基づき、選考により行う。

（室長への昇任の方法）

第20条の2 室長（総室長を含む。以下同じ。）への昇任は、定数に欠員がある場合において、課長の中から選考により行う。

第20条の3及び第20条の4を削る。

（甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正）

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第15条の2に次の1号を加える。

(8) 甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年3月条例第10号）

第1条に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

第15条の6第2項第2号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第16条の2第2号中「、第6号及び第7号」を「及び第6号から第8号まで」に改める。

第16条の4第2項第2号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加え、同項中第9号を第10号とし、第4号から第

8号までを1号ずつ繰り下げる、第3号の後に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成18年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「号給に対応する別表第4の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給に定める号給」に改める。

別表第2備考第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「課程」の次に「又は薬剤若しくは獣医学に関する課程（修学年限4年のものに限る。）」を加える。

別表第4の次に次の1表を加える

別表第4の2 降格時号給対応表（第10条関係）

企業職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受け た号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3 3	1 7	1 7	9	9	1 3	1 3
2	3 3	1 8	1 8	1 0	1 0	1 4	1 4
3	3 3	1 9	1 9	1 1	1 1	1 5	1 5
4	3 4	2 0	2 0	1 2	1 2	1 6	1 6
5	3 5	2 1	2 1	1 3	1 3	1 7	1 7
6	3 6	2 2	2 2	1 4	1 4	1 8	1 8
7	3 7	2 3	2 3	1 5	1 5	1 9	1 9
8	3 9	2 4	2 4	1 6	1 6	2 0	2 0
9	4 0	2 5	2 5	1 7	1 7	2 1	2 1
10	4 2	2 6	2 6	1 8	1 8	2 2	2 2
11	4 3	2 7	2 7	1 9	1 9	2 3	2 3
12	4 4	2 8	2 8	2 0	2 0	2 4	2 4
13	4 5	2 9	2 9	2 1	2 1	2 5	2 5
14	4 6	3 0	3 0	2 2	2 2	2 6	2 6
15	4 7	3 1	3 1	2 3	2 3	2 7	2 7
16	4 8	3 2	3 2	2 4	2 4	2 8	2 8
17	4 9	3 3	3 3	2 5	2 5	2 9	2 9
18	5 0	3 4	3 4	2 6	2 6	3 0	3 0
19	5 1	3 5	3 5	2 7	2 7	3 1	3 1
20	5 2	3 6	3 6	2 8	2 8	3 2	3 2
21	5 3	3 7	3 7	2 9	2 9	3 4	3 3
22	5 4	3 8	3 8	3 0	3 0	3 6	3 4
23	5 5	3 9	3 9	3 1	3 1	3 8	3 5
24	5 6	4 0	4 0	3 2	3 2	4 0	3 6
25	5 8	4 1	4 1	3 3	3 3	4 2	3 8
26	6 0	4 2	4 2	3 4	3 4	4 4	4 0
27	6 2	4 3	4 3	3 5	3 5	4 6	4 2
28	6 4	4 4	4 4	3 6	3 6	4 8	4 7
29	6 6	4 5	4 5	3 7	3 7	5 2	5 2

3 0	6 8	4 6	4 6	3 8	3 8	5 6	5 7
3 1	7 0	4 7	4 7	3 9	3 9	6 7	6 1
3 2	7 2	4 8	4 8	4 0	4 0	8 0	6 1
3 3	7 4	4 9	4 9	4 1	4 1	8 2	6 1
3 4	7 6	5 0	5 0	4 2	4 2	8 4	6 1
3 5	7 8	5 1	5 1	4 3	4 3	8 5	6 1
3 6	8 0	5 2	5 2	4 4	4 4	8 5	6 1
3 7	8 1	5 3	5 3	4 5	4 5	8 5	6 1
3 8	8 2	5 4	5 4	4 6	4 6	8 5	6 1
3 9	8 3	5 5	5 5	4 7	4 7	8 5	6 1
4 0	8 4	5 6	5 6	4 8	4 8	8 5	6 1
4 1	8 6	5 8	5 7	4 9	5 0	8 5	6 1
4 2	8 8	6 0	5 8	5 0	5 2	8 5	6 1
4 3	9 0	6 2	5 9	5 1	5 4	8 5	6 1
4 4	9 2	6 4	6 0	5 2	5 6	8 5	6 1
4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8	8 5	6 1
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0	8 5	
4 7	9 3	7 0	6 9	5 5	6 2	8 5	
4 8	9 3	7 2	7 2	5 6	6 4	8 5	
4 9	9 3	7 6	7 5	5 7	6 6	8 5	
5 0	9 3	8 0	7 8	5 8	7 6	8 5	
5 1	9 3	8 4	8 1	5 9	8 8	8 5	
5 2	9 3	8 8	8 4	6 0	9 2	8 5	
5 3	9 3	9 3	8 8	6 1	9 3	8 5	
5 4	9 3	9 8	9 2	6 2	9 3	8 5	
5 5	9 3	1 0 3	9 7	6 3	9 3	8 5	
5 6	9 3	1 0 9	1 0 2	6 4	9 3	8 5	
5 7	9 3	1 1 5	1 0 7	6 5	9 3	8 5	
5 8	9 3	1 2 1	1 1 2	6 6	9 3	8 5	
5 9	9 3	1 2 5	1 1 3	6 7	9 3	8 5	
6 0	9 3	1 2 5	1 1 3	6 8	9 3	8 5	
6 1	9 3	1 2 5	1 1 3	6 9	9 3	8 5	
6 2	9 3	1 2 5	1 1 3	7 0	9 3		
6 3	9 3	1 2 5	1 1 3	7 1	9 3		
6 4	9 3	1 2 5	1 1 3	7 2	9 3		
6 5	9 3	1 2 5	1 1 3	7 3	9 3		
6 6	9 3	1 2 5	1 1 3	7 4	9 3		
6 7	9 3	1 2 5	1 1 3	7 5	9 3		
6 8	9 3	1 2 5	1 1 3	8 0	9 3		
6 9	9 3	1 2 5	1 1 3	8 5	9 3		
7 0	9 3	1 2 5	1 1 3	8 8	9 3		
7 1	9 3	1 2 5	1 1 3	8 9	9 3		
7 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 0	9 3		
7 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 1	9 3		
7 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 2	9 3		
7 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
7 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
7 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
7 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
7 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3		
8 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
8 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
8 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
8 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			

9 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
9 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
9 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
9 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3			
9 4	9 3	1 2 5					
9 5	9 3	1 2 5					
9 6	9 3	1 2 5					
9 7	9 3	1 2 5					
9 8	9 3	1 2 5					
9 9	9 3	1 2 5					
1 0 0	9 3	1 2 5					
1 0 1	9 3	1 2 5					
1 0 1	9 3	1 2 5					
1 0 2	9 3	1 2 5					
1 0 3	9 3	1 2 5					
1 0 4	9 3	1 2 5					
1 0 5	9 3	1 2 5					
1 0 6	9 3	1 2 5					
1 0 7	9 3	1 2 5					
1 0 8	9 3	1 2 5					
1 0 9	9 3	1 2 5					
1 1 0	9 3	1 2 5					
1 1 1	9 3	1 2 5					
1 1 2	9 3	1 2 5					
1 1 3	9 3	1 2 5					
1 1 4	9 3						
1 1 5	9 3						
1 1 6	9 3						
1 1 7	9 3						
1 1 8	9 3						
1 2 0	9 3						
1 2 1	9 3						
1 2 3	9 3						
1 2 4	9 3						
1 2 5	9 3						

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、第1条の規定による改正前の甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程第17条第3項に規定する副主査、第18条の3第4項に規定する主任主査及び第20条の2第2項に規定する副主幹の職にあつた職員の任用等に関する基準は、当分の間、なお従前の例による。

甲府市上下水道局告示第27号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成28年3月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号 第399号
指定業者名 有限会社ケーシー金丸工務店
所在地 南アルプス市西南湖4306番地
代表者 金丸裕一

指定番号 第400号
指定業者名 三菱電機システムサービス株式会社
所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号
代表者 佐久目誠記

甲府市上下水道局告示第28号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定年月日	平成28年3月3日
指定番号	第294号
指定店名	有限会社ケーシー金丸工務店
所在地	南アルプス市西南湖4306番地
代表者氏名	金丸 裕一

甲府市上下水道局告示第29号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定年月日	平成28年3月3日
指定番号	第295号
指定店名	有限会社平誠工業
所在地	甲府市大里町3559番地15
代表者氏名	藤巻 恵美子

任免辞令

(市長事務部局)

伊藤 喜巳男

甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する

以上発令日 平成28年3月24日

総務部			部長	長田	敦彦
総務部	人事管理室	研修厚生課	課長	山口	和美
総務部	契約管財室	管財課	統括主任	小松	茂仁
企画部			部長	萩原	泰
企画部	リニア交通室		室長	込山	春樹
市民部	市民総室	総務課	係長	望月	幸男
市民部	市民協働室	市民対話課	係長	岡田	広太郎
市民部	中道支所長		室長	山崎	光昌
市民部		上九一色出張所	課長補佐	河野	勝男
税務部			部長	乙黒	功
税務部	収納管理室		室長	清水	克悦
福祉部	子ども家庭支援室	生活福祉課	係長	竹内	良子
福祉部	子ども家庭支援室	児童育成課	主任	大森	美智子
環境部	環境総室	環境保全課	主幹	岩間	久
環境部	廃棄物対策室	収集課	作業主任	遠藤	秀樹
環境部	廃棄物対策室	処理課	課長	神山	康
環境部	廃棄物対策室	処理課	作業主任	有井	栄一
環境部	廃棄物対策室	処理課	課長補佐	櫻林	正一生
産業部			部長	堀井	昇
産業部	農林振興室	林政課	課長	飯島	敬良
産業部	農林振興室	林政課	課長補佐	深沢	健
建設部			部長	石原	英樹
建設部	建設総室		室長	金丸	宏
建設部	まち開発室	都市整備課	課長補佐	輿水	辰次
建設部	まち開発室	建築指導課	課長補佐	笹本	勝己
建設部	まち保全室	公園緑地課	統括主任	小池	栄治
建設部	まち保全室	公園緑地課	統括主任	長田	耕一
建設部	まち保全室	公園緑地課	技能主任	野沢	今朝夫
建設部	まち保全室	道路河川課	主幹	遠藤	和彦
建設部	まち保全室	道路河川課	技能主任	遠藤	晃

建設部	まち保全室	地籍調査課	課長	平塚	孝文
建設部	まち保全室	地籍調査課	課長補佐	塩野	芳和
市立甲府病院事務局	病院事務総室総務課		主幹	雨宮	俊夫
(各通)					

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

総務部	総務総室	総務課	主事	小林	達哉
企画部	危機管理室	防災課	課長補佐	佐野	哲也
税務部	税務総室	資産税課	主事	長田	孝仁
福祉部	子ども家庭支援室	生活福祉課	主任	鷹野	篤篤
福祉部	子ども家庭支援室	児童保育課	主任	久保	紅美
福祉部	長寿支援室	高齢者福祉課	課長補佐	長坂	陽子
市立甲府病院	診療部		科部長	山口	敏昭
市立甲府病院	診療部		科部長	池谷	一盛
市立甲府病院	診療部		科長	奥野	鈴鹿
市立甲府病院	診療部		医長	木村	一史
市立甲府病院	診療部		医長	望田	哲司
市立甲府病院	診療部		医師	安田	元己
市立甲府病院	診療部		医師	内田	賢典
市立甲府病院	診療部		医師	石田	泰章
市立甲府病院	診療部		医師	齊木	雅史
市立甲府病院	診療部		医師	丸山	悠太
市立甲府病院	診療部		医師	吉村	大
市立甲府病院	診療支援部		技師長補佐	花形	喜久子
市立甲府病院	診療支援部		技師	花井	佑樹
市立甲府病院	診療支援部		技師	山下	尚子
市立甲府病院	看護部		看護師長	宮川	貴代子
市立甲府病院	看護部		副看護師長	山田	千恵子
市立甲府病院	看護部		主任	丸山	正英
市立甲府病院	看護部		主任	田中	美音
市立甲府病院	看護部		主任	千葉	さや華
市立甲府病院	看護部		主任	豊留	佳奈
市立甲府病院	看護部		技師	新谷	涼子
市立甲府病院	看護部		技師	古屋	早苗
市立甲府病院	看護部		技師	志村	樹美
市立甲府病院	看護部		技師	秋山	葵

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 28 年 3 月 31 日

(教育委員会)

教育部		小学校	作業主任	高 野 千恵子
教育部	教育総室	甲府商業高等学校	校長	川 口 知 男
教育部	教育総室	甲府商科専門学校	副校長	風 間 勇 人
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	課長補佐	嵩 井 敏 雄
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	課長補佐	飯 室 四津子
教育部	生涯学習室	図書館	課長	手 塚 茂 子
(各通)				

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

教育部	教育総室	学校教育課	課長	高 村 晴 夫
退職を承認する				

以 上 発 令 日 平成 28 年 3 月 31 日

(農業委員会)

農業委員会事務局		課長	山 本 俊 一
退職を承認する			

以 上 発 令 日 平成 28 年 3 月 31 日

(上下水道局)

業務部		部長	米 山 俊 彦	
業務部	営業管理室	給排水課	課長補佐	小 松 信 一
業務部	営業管理室	給排水課	主任	窪 田 澄 雄
工務部	水道管理室	水保全課	課長補佐	岩 浪 武 治
工務部	水道管理室	水道課	課長補佐	俵 稔 見
工務部	水道管理室	水道課	係長	杉 浦 久 見
工務部	水道管理室	浄水課	課長	渡 辺 久 幸
工務部	水道管理室	浄水課	課長補佐	野 尻 優
工務部	水道管理室	浄水課	課長補佐	井 上 茂 美
工務部	下水道管理室	下水道課	課長	降 矢 浩 一
工務部	下水道管理室	浄化センター	課長	小田切 久 明
(各通)				

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

工務部	水道管理室	水道課	技師	藤 野 祐 弥
退職を承認する				

以 上

発 令 日 平成 28 年 3 月 31 日